

第7講 特許法

注意：本書は法律に馴染みの薄い技術系学生のために編集した大学教育用特許法である。条文を横書きとし、条と項は算用数字を用い、号は漢字を用いた。又第1項を「1.」と表記した。引用条文に赤字の注釈を入れた。

平成16年1月1日以降に施行された改正法と、平成19年4月1日施行予定の改正法を青字で示し、注目条文を青色太字で示した。

法文そのものは「工業所有権法文集」等の権威ある法文集で確認すること。

第1話 知的財産関連法における特許法の位置づけ

- ・特許法は知的財産関連法の中核をなす法律で、「発明」を保護する法律です。
- ・特許法のルーツは、国際的にはパリ同盟条約で、国内的には明治18年の専売特許条例です。その後、明治42年と大正14年には欧米先進国に遜色のない特許法に改正した。
- ・現行法のルーツは昭和34年4月13日公布、同35年4月1日施行の法律第121号の特許法です。
- ・この特許法は戦後復興の手段として「技術立国」型の法体系でした。その後幾多の改正を経て、現在は知的財産権を強く保護する法理（プロパテント法理）に改正されました。
- ・平成16年1月1日から施行の改正特許法はプロパテントの法理を明確にしている。

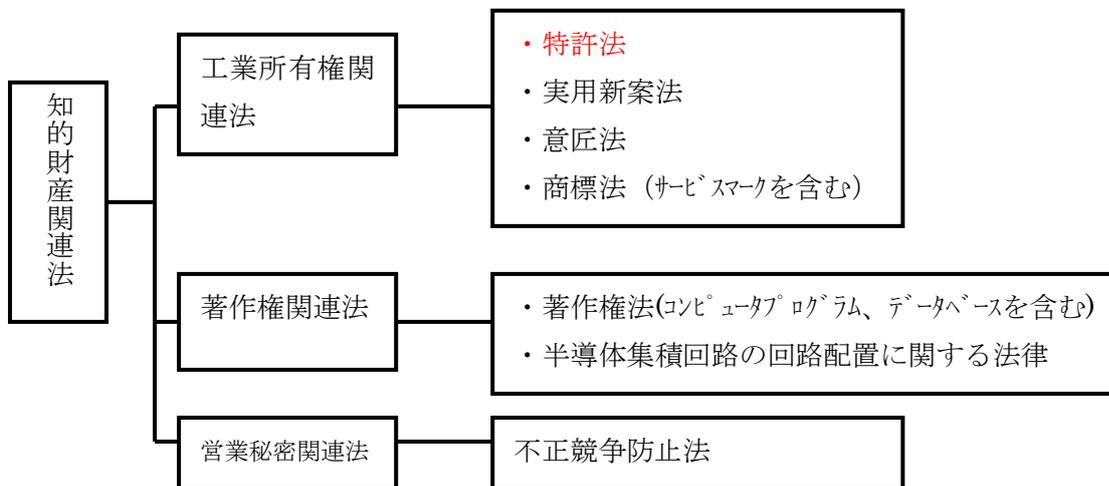


図1 特許庁が説明する特許制度の概要

特許と実用新案の違い		
	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から6年
権利になるまで	審査請求から平均2年弱	出願から3~6月
費用 (登録から3年...)	約15万円 (改正: 約3万円)	約4万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない

○早期登録制度の採用
○紛争解決は当事者間の判断
○権利行使は当事者責任で

特許出願手数料
出 願 16,000円
審査請求 168,600円
+4,000円×請求項数
登 録 2,600円+
200円×請求項数/年
(1~3年まで)

実用新案出願手数料
出 願 14,000円
登 録 7,600円+700円
×請求項数/年
(1~3年まで)

技術評価書

出典：特許庁作成資料の翻案

図2 特許庁が説明する発明の定義

特許法上の「発明」とは（特許法第2条）

自然法則を利用

- ×自然法則に反するものはだめ
- ×人為的取り決めであって自然法則を利用していないものはだめ



技術的思想

- 技術＝一定の目的を達成するための手段
- 誰がやっても同じ結果が得られる

技能はダメ

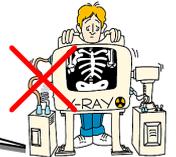


フォークボールの投げ方

高度

- 従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上の利用価値があれば改良品でも可

×線の特性を利用した装置なら創作



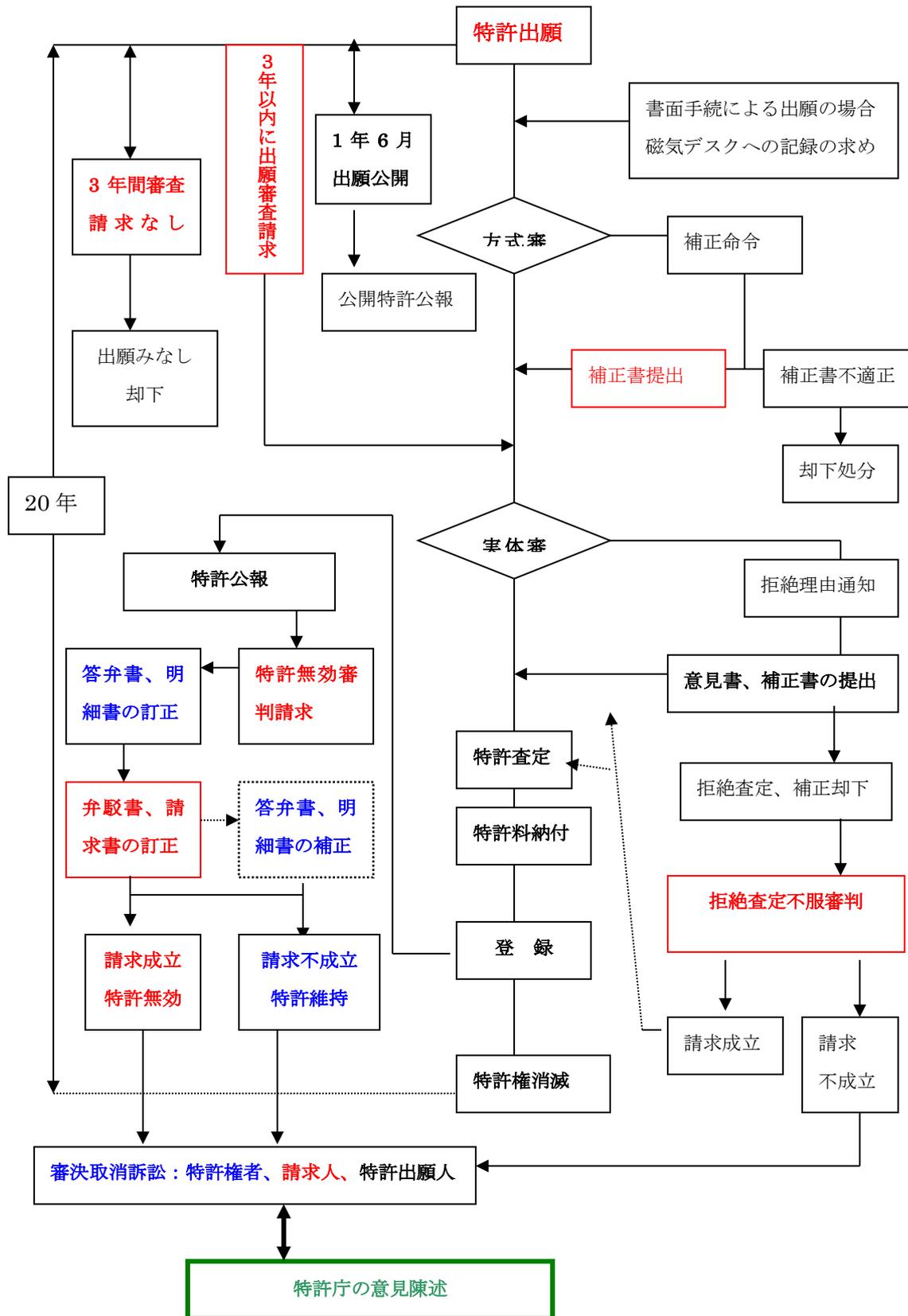
エックス線線の発見

創作

- 新しいことを創り出すこと
- ×「発見」や「解明」はだめ

出典：特許庁作成資料の翻案

図3 特許出願の流れ図(平成16年1月1日施行の改正法)



**特許法 <赤字は著者注釈、青色は平成16年1月1日以降に施行した主な改正法>
以下は教育用の「注釈特許法」である。原法文を確認すること。**

第1章 総則

第1条 (目的)

1. この法律は発明の保護及び利用を図るとにより発明を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

1. この法律で「発明」とは、自然法則の利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう。
2. この法律で「特許発明」とは特許を受けている発明をいう。
3. この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一. 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回路を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
 - 二. 方法の発明にあつては、方法を使用する行為
 - 三. 物を生産する方法の発明であつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入、又は譲渡等の申出をする行為

第3条 (期間の計算)

1. この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。
 - 一. 期間の初日は、算入しない。ただしその期間が午前〇時から始まるときはこの限りでない。(算入する)
 - 二. 期間を定めるに月又は年をもってしたときは暦に従う。月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期日は、最後の月又は年においてその起算日に対応する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときはその月の末日に満了する。
2. 特許出願、請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という)についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律第1条第1項の各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもっての期間の末日とする。

第4条 (期間の延長)

1. 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第108条第1項(特許料納付)、第121条第1項(拒絶査定不服審判の請求)又は第173条第1項(再審の請求)に規定するの期間を延長することができる。

第5条

1. 特許庁長官、審判長又は審査官はこの法律の規定により手続きすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。
2. 審判長は、この法律の規定により手続きすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

第6条 (法人でない社団等の手続をする能力)

1. 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理者の定めのあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一. 出願審査の請求をすること。
 - 二. 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
 - 三. 第 123 条第 1 項(特許の無効の審判)の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。
2. 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理者の定めのあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

第 7 条 (未成年者、成年被後見人等の手続き能力)

1. 未成年者及び成年被後見人は法定代理人によらなければ手続することができない。ただし、未成年者が独立して法行為をすることができるときはこの限りでない。
2. 被保佐人が手続きをするには、保佐人の同意を得なければならない。
3. 法定代理人の手続きするには、後見監督人があるときは、その同意をえなければならない。
4. 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審の手続をするときは、前 2 項の規定は適用しない。

第 8 条 (在外者の特許管理人)

1. 日本国内に住所又は居所(法人にあつては営業所)を有しない者(以下「在外者」という)は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所有するもの(以下「特許管理人」という)によらなければ、手続きをし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴を提起することができない。
2. 特許管理人は、一切の手続き及びこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第 9 条 (代理権の範囲)

1. 日本国内に住所又は居所(法人にあつては営業所)を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權をえなければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、第 41 条第 1 項の優先権の主張若しくはその取下げ、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選定をすることかできない。

第 10 条 削除

第 11 条 (代理権の不消滅)

1. 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡、本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託任務終了又は法定代理人の死亡若しくは消滅によっては、消滅しない。

第 12 条 (代理人の個別代理)

1. 手続をする者の代理人が 2 人以上あるときは、各自が本人を代理する。

第 13 条 (代理人の改任等)

1. 特許庁長官又は審判長は、手続をする者が手続するのに適当でないとき、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。
2. 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続するのに適当でないとき、その改任を命ずることができる。
3. 特許庁長官又は審判長は、前 2 項の場合において、弁理士を代理人にすべきことを命ずることができる。
4. 特許庁長官又は審判長は、第 1 項又は第 2 項の規定による命令をした後に第 1 項の手続をする

者又は第2項の代理人が特許庁に対してした手続を却下することが出来る。

第14条（複数当事者の相互代表）

- 2人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願取下げ、請求、申請及びその取下げ、第41条第1項の優先権の主張復及びその取下げ並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各自が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

第15条（在外者の裁判籍）

- 外国人の特許権その他特許の関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもって、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもって民事訴訟法第5条第4号の財産の所在地とみなす。

第16条（手続をする能力のない場合の追認）

- 未成年者(独立して法行為をすることができる者を除く)又は禁治産者がした手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは本人)が追認することができる。
- 代理権がない者がした手続は、手続をする能力のある本人又は法定代理人が追認することができる。
- 準禁治産者が保佐人の同意を得ないでした手続は、準禁治産者が保佐人の同意を得て追認することができる。
- 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

第17条（手続の補正）

- 手続をした者は、事件が特許庁に継続している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第17条の4までに規定する補正できる場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第134条の2第1項の訂正(無効審判における訂正の請求)若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面については補正することができない。
- 第36条の2第2項の外国語出願の出願人は、前項本文の規定に係わらず、同条第1項の外国語書面及び外国語要約について補正することができない。
- 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正を命ずることができる。
 - 手続が第7条第1項から第3項(未成年者、禁治産者等の手続能力)まで又は第9条(第利権の範囲)の規定に違反しているとき
 - 手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき
 - 手続について第195条第1項から第3項までの規定により納付すべき手数料を納付しなかったとき
- 手続の補正(手数料の納付を除く)をするには、次条第2項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。
 - 第126条第5項の規定(特許権消滅後の訂正)は、前項第2号の場合に準用する。

第17条の2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）：

- 特許出願人は、特許すべき旨の査定の謄本の送達前において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正することができる。ただし、第50条(拒絶理由通知)の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

- 一. 第 50 条(第 159 条第 2 項 (第 174 条第 1 項において準用する場合を含む) 及び第 163 条第 2 項において準用する場合を含む、以下この項において同じ)の規定による通知(以下本条において「拒絶理由通知」という)を最初に受けた場合において、第 50 条の規定(拒絶理由通知)により指定された期間内にするとき。
- 二. 拒絶理由通知を受けた後に更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第 50 条の規定により指定された期限内にするとき。
- 三. 第 121 条第 1 項の審判(拒絶査定不服審判)の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から 30 日以内にするとき。

四. 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求の日から 30 日以内にするとき。

2. 第 36 条の 2 第 2 項の外国語出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面を補正するときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。
3. 第 1 項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書の提出する場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあっては、同条第 4 項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第 2 項に規定する外国語書面の翻訳文[誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正した場合にあっては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面])に記載した事項の範囲内についてしなければならない。
4. 前項に規定するもののほか、第 1 項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許することができないものか否かについて判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第 37 条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
5. 前 2 項に規定するもののほか、第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる場合(同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶理由通知と併せて第 50 条の 2 の規程による通知<既存の拒絶理由通知>を受けた場合に限る。)において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一. 第 36 条第 5 項(複数請求項)に規定する請求項の削除

二. 特許請求範囲の縮減(第 36 条第 5 項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであって、その補正前の請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

三. 誤記の訂正

四. 明りょうでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る)

5. 第 126 条第 5 項の規定(特許権消滅後の訂正審判)は、前項第 2 号の場合に準用する。

第 17 条の 3 (要約書の補正)

1. 特許出願人は、特許出願の日(第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあっては同項に規定する先の出願日、第 43 条第 1 項又は第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあっては最初の出願若しくはパリ条約第 4 条 C (4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2) の規定から最初の出願と認められた出願

の日、第 41 条第 1 項、第 43 条第 1 項又は第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による二以上の優先権主張を伴う特許出願にあっては当該優先権の主張の基礎とした出願のうち最先の日。第 64 条の 2 第 2 項本文及び第 64 条第 1 項において同じ。) から 1 年 3 月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

第 17 条の 4 (訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

1. 特許無効審判の被請求人は、第 134 条第 1 項若しくは第 2 項、第 134 条の 2 第 3 項、第 134 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項又は第 153 条第 2 項及び第 3 項の規定により指定された期限内に限り、第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正できる。
2. 訂正審判の請求人は、第 156 条第 1 項の規定による通知がある前(同条第 2 項の規定による審理が再開された場合にあっては、その後更に同条第 1 項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正することができる。

第 18 条 (手続の却下)

1. 特許庁長官は、第 17 条第 3 項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定登録を受ける者が第 108 条第 1 項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を却下することができる。
2. 特許庁長官は第 17 条第 3 項の規定により第 195 条第 3 項の規定による手数料の納付 をすべきことを命じた特許出願人が第 17 条第 3 項の規定による指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる。

第 18 条の 2 (不適法な手続の却下)

1. 特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。
2. 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出する機会を与えなければならない。

第 19 条 (願書等の提出の効力発生時期)

1. 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であってその提出の期間が定められているものを郵便により提出した場合において、その願書又は物件を郵送局に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみ明瞭であって時刻が明瞭でないときは表示された日の午後 12 時に、その願書又は物件は、特許庁に到達とみなす。

第 20 条 (手続の効力の継承)

1. 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人に及ぶものとする。

第 21 条 (手続の続行)

1. 特許庁長官又は審判長は、事件が特許庁に継続している場合において、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

第 22 条 (手続の中断又中止)

1. 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立につ

いて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2. 前項の決定書は文書をもって行い、理由を附さなければならない。

第 23 条 (同前)

1. 許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手續を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して受継を命じなければならない。
2. 特許庁長官又は審判官は、前項で指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる。
3. 特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があったものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第 24 条 (同前)

1. 民事訴訟法(以下「民訴」と略称する)第 124 条(第 1 項第 6 号を除く。)、第 125 条から第 127 条まで、第 128 条第 1 項、第 130 条、第 131 条及び第 132 条 2 項(訴訟手續の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手續に準用する。この場合において、同法第 124 条第 2 項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第 127 条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第 128 条第 1 項及び第 131 条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審査官」と、同法第 130 条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

第 25 条 (外国人の権利の享有)

1. 日本国に住所、居所(法人にあっては営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き特許権その他特許に関する権利を享有することができない。
 - 一. その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許の権利の享有を認めているとき
 - 二. その者の属する国において、日本国がその国民に対して特許権その他特許の権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許の権利の享有を認めることとしているとき
 - 三. 条約に別段の定めのあるとき

第 26 条 (条約の効力)

1. 特許に関し条約に別段の定めのあるときは、その規定による。

第 27 条 (特許原簿への登録)

1. 次に掲げる事項は特許庁に備える特許原簿に登録する。
 - 一. 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は処分の制限
 - 二. 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
 - 三. 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
2. 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準じる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができる物を含む。以下同じ)をもって調整することができる。
3. この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は政令で定める。

第 28 条 (特許証の交付)

1. 特許庁長官は、特許権の設定の登録があったとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があったときは、特許権者

に対し特許証を交付する。

3. 特許証の再交付については経済産業省令で定める。

第2章 特許及び特許出願

第29条 (特許の要件)

1. 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。平成12年1月1日より改正
 - 一. 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明(国内外公知)
 - 二. 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明(国内外公用)
 - 三. 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明又は電気的通信回路を通じて公衆に利用可能となった発明
2. 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が前項の各号の発明に基づき容易に発明することができたときは、その発明(進歩性のない発明)については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第29条の2

1. 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であって当該特許出願後に第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報(以下「特許掲載公報」という。)の発行若しくは出願公開又は実用新案法第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行されたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(第36条の2第2項の外国語書面出願にあつては同条第1項の外国語書面)に記載された発明又は考案(その発明又は考案した者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。)と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第30条 (発明の新規性喪失の例外)

1. 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第29条第1項の一に該当するに至った発明については、該当するに至った日から6月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第1項及び第2項の適用については、同条第1項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。
2. 特許を受ける権利を有する者の意に反して第29条第1項の各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から6月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第1項及び第2項の適用については、前項と同様とする。
4. 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という)が開催する博覧会若しくは政府等以外の者が開催する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開催する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開催する国際的な博覧会であつて特許庁が指定するものに出品することにより、第29条第1項の各号に該当するに至った発明も、その

該当するに至った日から 6 月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項と同様とする。

4. 第 1 項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第 29 条第 1 項の各号の一に該当するに至った発明が第 1 項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から 30 日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

第 31 条 削除

第 32 条 (特許を受けることができない発明)

1. 公の秩序、善良な風俗又は公衆衛生を害するおそれのある発明については、第 29 条の規定に係わらず、特許を受けることができない。

第 33 条 (特許を受ける権利)

1. 特許を受ける権利は、移転することができる。
2. 特許を受ける権利は、質権の目的にすることができない。
3. 特許を受ける権利が共有に係わるときは、各共有者は他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

第 34 条 (同前)

1. 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その継承人が特許出願しなければ、第三者に対抗できない。
2. 同一の者からの承継した同一の特許を受ける権利について同日に 2 以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めた者以外の継承は、第三者に対抗できない。
3. 同一の者から承継した同一の発明及び考案について特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願した場合も前項と同様とする。
4. 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ効力を生じない。
5. 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があったときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
6. 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の継承について同日に二以上の届出があったときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。
7. 第 39 条第 7 項及び第 8 項の規定(特許庁長官のよる協議命令と協議不成立)は、第 2 項、3 項及び前項の場合に準用する。

第 35 条 (職務発明)

1. 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明に至った行為がその使用者等における従業者の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を継承した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。
2. 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を継承させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。
3. 従業者等は契約、勤務規則その他の定により職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しく

は特許権を継承させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときには、相当の対価を受ける権利を有する。

注：以下の2項は平成17年10月21日法律102号で改正

4. 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合においては、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等の間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の条項、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理であってはならない。
5. 前項の対価についての定めがない場合又はその定めるところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第36条(特許出願)

1. 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 発明者の氏名及び住所又は居所
2. 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
3. 前項の明細書には次に記載する事項を記載しなければならない。
 - 一. 発明の名称
 - 二. 図面の簡単な説明
 - 三. 発明の詳細な説明
 - 四. 特許請求の範囲
4. 前項第3号の発明の詳細な説明は、産業経済省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における知識を有する者(当業者)がその実施することができる程度に明確かつ十分に記載しなければならない。
5. 第3項第4号の特許請求の範囲には、請求項毎に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべての事項を記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一となる記載を妨げない。
6. 第3項第4号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一. 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
 - 二. 特許を受けようとする発明が明確であること。
 - 三. 請求項ごとの記載が簡潔であること。
 - 四. その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
7. 第2項の要約書には、明細書、**特許請求の範囲**又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第36条の2(同前)

1. 特許を受けようとする者は、前条第2項の明細書、**特許請求の範囲**、必要な図面及び要約書に代えて、同条第3項から第6項までに規定により明細書に記載すべきとすされる事項を経済産業省で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したも

の(以下「外国語書面」という。)並びに同条第7項の規定により要約書に記載すべきとされる事項をその外国語で記載した書面(以下「外国語要約書」という)を願書に添付することができる。

2. 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書を願書に添付した特許出願(以下「外国語特許出願」という)の出願人は、その特許出願の日から1年2月以内に外国語書面及び外国語要約書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第46条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあっては、本文の期間の経過後であっても、その特許出願の分割、出願変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から2月以内に限り、外国語書面及び外国語要約の日本語による翻訳文を提出することができる。
3. 前項に規定する期間内に外国語書面(図面を除く。)の同項に規定する翻訳文の提出がなかったときは、その特許出願は、取り下げたものとみなす。
4. 第2項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第2項の規定により願書に添付して提出した明細書及び図面と、第2項の規定にする外国語要約書面の翻訳文は前条第2項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

第37条(同前)

1. 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願することができる。……旧法の第1号から第5号を削除

第38条(共同出願)

1. 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

第39条(先願)

1. 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
1. 同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めたと一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。」という)の願書に最初に添付した明細書又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。
 - 一. その出願が先の出願の日より1年以内にされたものでない場合
2. 先の出願が第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第46条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第11条第協議が成立せず、又は協議することができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることがない。
3. 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案が同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なった日になされたものであるときは、特許出願人は実用新案登録出願人より先に願書を出した場合にはのみその発明について特許を受けることができる。
4. 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案が同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日になされたものであるときは、出願人の協議で定めたと一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議することがで

- きないときは、特許出願人はその発明について特許を受けることができない。
5. 特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は却下されたときは、又は特許出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第1項から全号までの規定については、始めからなかったものとみなす。ただし、その特許出願について第2項後段又は前項後段に規定に該当することにより拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。
 6. 発明者又は考案者でない者であって特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を継承しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第1項から第4項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。
 7. 特許庁長官は第2項又は第4項の場合には、相当の期間を指定して、第2項又は第4項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。
 8. 特許庁長官は、前項に指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第2項又は第4項の協議が不成立しなかったとみなすことができる。

第40条 削除

第41条 (特許出願に基づく優先権主張)

1. 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であって先にされたもの(以下「先に出願」という)の願書に最初に添付した明細書、**特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲**又は図面(先の出願が外国語書面出願ある場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。
 - 一. その特許出願が先に出願の日から1年以内にされてものでない場合
 - 二. 先の出願が第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第46条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第11条第1項において準用するこの法律第44条第1項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第10条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合
 - 三. 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合
 - 四. 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合
 - 五. 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第14条第2項に規定する設定の登録がされている場合
2. 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権主張の基礎とされる先の出願の願書に最初に添付した明細書、**特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲**又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張又は第43条第1項若しくは第43条の2第1項若しくは第2項(同法第11条第1項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、**特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲**又は図面に相当するものに限る。)に記載されたを除く)についての第29条、第29条の2本文、第30条第1項から第3号まで、第39条第1項から第4項まで、第69条第2項第2号、第72条、第79条、第81条、第82条第1項、第104条(第184条の10第

- 2 項で準用する場合を含む)において準用する場合を含む) 及び第 126 条第 5 項<訂正審判>(第 17 条の 2 第 6 項、第 134 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)、同法第 7 条第 3 項及び第 17 条、意匠法第 26 条、第 31 条第 2 項及び第 33 条第 2 項並びに商標法第 29 条並びに第 33 条の 2 第 1 項及び第 33 条の 3 第 1 項(同法第 68 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。
3. 第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(外国語書面出願にあっては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権の主張又は第 43 条第 1 項若しくは第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項[同条第 11 条第 1 項において準用する場合を含む。]の規定による優先権主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類[明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に限る。]に記載された発明を除く)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開された時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第 29 条の 2 本文又は同法第 3 条の 2 本文の規定を適用する。
 4. 第 1 項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

第 42 条 (先の出願の取下げ等)

1. 前条第 1 項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から 1 年 3 月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されていていつ場合、当該先の出願について査定若しくは審決の確定している場合、当該先の出願について実用新案法第 14 条第 2 項に規定する登録がされている場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合にはこの限りでない。
2. 前条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から 1 年 3 月経過した後は、その主張を取り下げることができない。
3. 前条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願から 1 年 3 月以内に取り下げたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第 43 条 (パリ条約による優先権主張の手続)

1. パリ条約四条 D(1)項の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨及び最初の出願若しくは同条 C(4) の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条 A(2) の規定により最初に出願したものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官提出しなければならない。
2. 前項の規定により優先権の主張をした者は、最初の出願をし、若しくはパリ条約第 4 同条 C(4) の規定日により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条 A(2) の規定により最初に出願したものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載の書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発

行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から 1 年 4 月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一. 当該最初の出願若しくはパリ条約 4 条 C(4)項の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2)の規定により当該最初の出願と認められた日
- 二. その特許出願が第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- 三. その特許出願が前項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定による他の優先権主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願日
3. 第 1 項の規定による優先権を主張した者は、最初の出願若しくはパリ条約 4 条 C(4)項の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載して書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。
4. 第 1 項の規定による優先権を主張した者が第 2 項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しない時は、当該優先権の主張は、その効力を失う。
5. 第 2 項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう)により交換することができる経済産業省令で定める国においてした出願に基づき第 1 項の規定による優先権を主張した者が、第 2 項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前 2 項の規定の適用については、第 2 項に規定する書面を提出したものとみなす。

第 43 条の 2 (パリ条約の例による優先権主張)

1. 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約 4 条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国民(パリ条約第 3 条の規定により同盟国民とみなされる者を含む。次項において同じ)	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書 1C 第 1 条 3 加盟国の国民をいう。次項において同じ)	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

2. パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国(日本国民に対し日本国と同一条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官の指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。)の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第 4 条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。
3. 前条の規定は、前 2 項の規定による優先権を主張する場合に準用する。

第 44 条 (特許出願の分割)

1. 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二つ以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。
 - 一、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正することができる期間内にするとき。
 - 二、特許すべき旨の査定(第 163 条第 3 項において準用する第 51 条の規定により特許すべき旨の査定及び第 160 条第 1 項に規定する審査に付せられた特許出願についての特許すべき旨の査定を除く。)の謄本の送達があった日から 30 日以内にするとき。
 - 三、拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から 30 日以内にするとき。
2. 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第 29 条の 2 に規定する他の特許出願又は実用新案法第 3 条の 2 に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第 30 条第 4 項、第 41 条第 4 項及び第 43 条第 1 項(前条第 3 項において準用する場合を含む)の規定(先願の地位の拡大)の適用については、この限りでない。
3. 第 1 項に規定する新たな特許出願をする場合における第 43 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む)の規定の適用については、第 43 条第 2 項中「最先の日から 1 年 4 月以内」とあるのは、「最先の日から 1 年 4 月以内又は新たな特許出願の日から 3 月のいずれか遅い日まで」とする。
4. 第 1 項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であって、新たな特許出願について第 30 条第 4 項、第 41 条第 4 項又は第 43 条第 1 項及び第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
5. 第 1 項第 2 号に規定する 30 日の期間は、第 4 項又は第 108 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間に限り、延長されたものとみなす。
6. 第 1 項第 3 号に規定する 30 日の期間は、第 4 条の規定により第 121 条第 1 項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間に限り、延長されたものとみなす。

第 45 条 削除

第 46 条 (出願の変更)

1. 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。
2. 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、意匠登録出願について拒絶すべき旨の最初の査定の送達があった日から 30 日を経過した後又はその意匠登録出願の日から 3 年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶すべき旨の査定の謄本の送達があった日から 30 日以内を除く。)は、この限りでない。
3. 前項ただし書に規定する 30 日の期間は、意匠法 68 条第 1 項において準用するこの法律第 4 条(遠隔地)より期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
4. 第 1 項又は第 2 項の規定による出願の変更があったときは、もとの出願は取り下げたものとみなす。
5. 第 44 条第 2 項(特許出願の分割)の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による出願の変更に準用する。

第 46 条の二（実用新案登録に基づく特許出願）

1. 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。
 - 一、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日 3 年を経過したとき。
 - 二、その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案法第 12 条第 1 項に規定する実用新案技術評価(次号において単に「実用新案技術評価」という。)の請求があったとき。
 - 三、その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第 12 条第 1 項に規定による最初の通知を受けた日から 30 日を経過したとき。
 - 四、その実用新案登録について請求された実用新案法第 37 条第 1 項の実用新案登録無効審判について、同法第 39 条第 1 項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。
2. 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第 29 条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第 3 条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第 30 条第 4 項、第 36 条の二第 2 項、第 40 条第 1 項(第 43 条の二第 3 項において準用する場合を含む。)及び第 48 条の三第 2 項の規定の適用は、この限りでない。

第 3 章 審査

第 47 条（審査官による審査）

1. 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。
2. 審査官の資格は政令で定める。

第 48 条（審査官の除斥）

1. 第 139 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定は、審査官の除斥に準用する。

第 48 条の 2（特許出願の審査）

1. 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまっで行う。

第 48 条の 3（出願審査の請求）

4. 特許出願があったときは、何人も、その特許出願の日から 3 年以内に、特許庁長官にそのその特許出願について出願審査の請求をすることができる。
5. 第 44 条第 1 項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願又は第 46 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による出願の変更に係る特許出願については、前項の期間経過であっても、その特許出願の分割又は出願の変更の日から 30 日に限り、出願審査の請求をすることができる。
6. 出願審査の請求は、取り下げることができない。
7. 第 1 項又は第 2 項に規定により出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったときは、その出願は、取下げたものとみなす。

第 48 条の 4

1. 出願審査の請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しな

なければならない。

- 一. 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所。
- 二. 出願審査の請求に係る特許出願の表示

第 48 条の 5

1. 特許庁長官は、出願公開前に出願審査の請求があったときは出願公開の際又はその後遅滞なく、出願公開後に審査請求があったときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。
2. 特許庁長官は、特許出願人でない者から出願審査の請求があったときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

第 48 条の 6 (優先審査)

1. 特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施しているものと認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

第 48 条の 7 (文献公知発明に係る情報の記載についての通知)

1. 審査官は、特許出願が第 36 条第 4 項第 2 号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、特許出願人に対し、その旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第 49 条 (拒絶の査定)

1. 審査官は、特許出願が次の各号のいずれに該当するときは、その特許出願について拒絶すべきむねの査定(以下「拒絶査定」と略称する)をしなければならない。
 - 一. その特許出願の願書に添付した明細書、**特許請求の範囲**又は図面についてした補正が第 17 条の 2 第 3 項(**最初の明細書・願書の記載範囲**)又は第 4 項に規定する要件をみたしていないとき
 - 二. その特許出願に係る発明が第 25 条(**外国人の権利の享有**)、第 29 条(**特許要件**)、第 29 条の 2(**先願記載の発明**)、第 32 条(**不特許発明**)、第 38 条(**共同発明**)、第 39 条第 1 項から第 4 項(**先願**)までの規定により特許することができないものであるとき
 - 三. その特許出願に係る発明が条約の規定により特許することができないものであるとき
 - 四. その特許出願が第 36 条第 4 項(**当業者に実施可能な記載**)若しくは 6 項(**特許請求の範囲の記載要件**)又は第 37 条(**併合出願要件**)に規定する要件を満たしていないとき
 - 五. 前条の規定による通知をした場合であって、その特許出願が明細書について補正又は意見の提出によってもなお第 36 条第 4 項第 2 号(**文献公知発明の告知**)に規定する要件をみたすことにならないとき
 - 六. その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、**特許請求の範囲**又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき
 - 七. その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を継承していないとき

第 50 条 (拒絶理由の通知)

1. 審査官は、拒絶すべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる場合 < **手続の補正** > (同項 1 号に掲げる場合にあっては、**拒絶の**

理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)において、第 53 条第 1 項の規定(補正却下)による却下の決定をするときはこの限りでない。

第 50 条の 2 (既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

1. 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいずれか一方に第 44 条第 2 項<特許出願の分割>の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたことになっているものに限る。)についての前条(第 159 条第 2 項(第 174 条第 2 項において準用する場合を含む。))及び第 163 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人その内容を知りうる状態になかったものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

第 51 条 (特許査定)

1. 審査官は、特許出願について拒絶の理由は発見しないときは、特許すべき旨の査定をしなければならない。

第 52 条 (査定的方式)

1. 査定は文書をもって行い、かつ理由を付さなければならない。
2. 特許庁長官は、査定があったときには、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第 53 条 (補正の却下)

1. 第 17 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる場合<拒絶理由通知に対する補正>(同項第 1 号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて第 50 条の 2 の規定による通知をした場合に限る。)において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第 17 条の 2 第 3 項から第 6 項までの規定に違反しているものと特許査定謄本の送達前に認められたときは、審査官は決定をもってその補正を却下しなければならない。
2. 前項に規定による却下の決定は文書をもって行い、かつ理由を付さなければならない。
3. 第 1 項の規定による却下の決定に対しては不服を申立てることができない。ただし、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

第 54 条 (訴訟との関係)

1. 審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結までその手続を中止することができる。
2. 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定までその訴訟手続を中断することができる。

第 55 条から第 63 条まで削除

第 3 章の 2 (出願公開)

第 64 条 (出願公開)

1. 特許庁長官は、特許出願の日から 1 年 6 カ月経過したときは、特許掲載公報を発行したものを除き、その特許出願について出願公開しなければならない。次条第 1 項に規定する出願公開の請求があったときも、同様とする。
2. 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第 4 号から第 6 号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良な風俗(以下「公序良俗」と略称する。)を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限

りでない。

- 一. 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二. 特許出願の番号及び年月日
- 三. 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四. 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五. 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六. 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書に記載した事項
- 七. 出願公開の番号
- 八. 前項に掲げるものの他、必要な事項

3.特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第36条7項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第5号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第64条の2（出願公開の請求）

- 1.特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開を請求することができる。
 - 一. その出願が公開されている場合
 - 二. その特許出願が第43条第1項又は第4項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第43条第2項(第43条の2第3項において準用する場合を含む。))に規定する書類及び第43条第5項(第43条の2第3項において準用する場合を含む。))に規定する書類が特許庁長官に提出されていないものである場合
 - 三. その特許出願が外国語書面出願であつて第36条の2第2項に規定する外国語書面の翻訳文特許庁長官に提出されていないものである場合
2. 出願公開の請求は、取り下げることができない。

第64条の3（同前）

- 1.出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 出願公開の請求に係る特許出願の表示

第65条（出願公開の効果等）

- 1.特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告したときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額(以下「**実施料相当額**」と略称する。)の補償金の支払いを請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開された特許出願に係る発明であることを知って特許権の設定登録前に業として実施した者に対しては、同様とする。
- 2.前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。
- 3.第1項の規定による請求権の行使は特許権の行使を妨げない。
- 4.出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第112条第6項の規定により特許権が始

めから存在しなかったものとみなされたとき(更に第112条の2第2項の規定により特許権が始めから存在していたとみなされたときを除く)、又は第125条ただし書(事後に権利の享有がべきなくなり無効審決が確定したとき)の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第1項の請求権は、始めから生じなかったものとみなす。

5.第101条(侵害とみなす行為)及び第104条から第105条の2(生産方法の推定から害損計算の鑑定まで)まで並びに民法第719条及び第724条(不法行為)の規定は、第1項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を行使する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

第4章 特許権

第1節 特許権

第66条 (特許権の設定の登録)

- 1.特許権は、設定の登録により発生する。
- 2.第107条第1項に規定による第1年から第3年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があったときは、特許権の設定の登録をする。
- 3.前項の登録があったときは、次に掲げる事を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第5号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開されているときは、この限りでない。
 - 一.特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二.特許出願の願号及び年月日
 - 三.発明者の氏名及び住所又は居所
 - 四.願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
 - 五.願書に添付の要約書に記載した事項
 - 六.特許願号及び設定登録の年月日
 - 七.前各号に掲げるもののほか、必要の事項
- 4.第64条第3項の規定(特許庁長官が作成した要約書)は、前項の規定により同項第5号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5項及び6項削除

第67条 (存続期間)

- 1.特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了する。
- 2.特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を確実にを行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために(以下「法定延長事由」と略称する。)、その特許発明の実施をすることができない期間があったときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

第67条の2 (存続期間の延長登録)

- 1.特許権の存続期間の延長登録申請の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一.出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二.特許願号

三.延長をを求める期間(5年以下の期間に限る)

四.前条第2項の政令で定める処分の内容(法定延長事由の処分)

- 2.前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。
- 3.特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第2項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第1項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。
- 4.特許権が共有に係るときは、各共有者は他の共有者と共同でなければ、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
- 5.特許権の存続期間の延長登録の出願があったときは、存続期間は、延長されたとみなす。ただし、その出願について拒絶査定が確定し、又は特許権の存続期間を延長した旨の登録があったときは、この限りでない。
6. 特許権の存続期間の延長登録の出願があったときは、第1項各号に掲げる事項並びにその出願番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

第67条の2の2(同前)

- 1.特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第67条第1項に規定する特許権の存続期間の満了日6月の前日までに同条第2項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 出願しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 特許願号
 - 三. 第67条第2項の政令で定める事項
- 2.前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第67条第1項に規定する特許権の存続期間の満了前6月以降に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
- 3.第1項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第67条の3(同前)

1. 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。
 - 一. その特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき。
 - 二. その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第67条第2項の政令で定める処分を受けていないとき。
 - 三. その延長をを求める期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとき
 - 四. その出願をした者が当該特許権者でないとき
 - 五. その出願が第67条の2第4項に規定する要件(共有者)を満たしていないとき
2. 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。
3. 特許権の存続期間の延長登録すべき旨の査定又は審決があったときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4. 前項の登録があったときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

- 一. 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二. 特許願号
- 三. 特許権の存続期間の延長登録の出願番号及び年月日
- 四. 延長登録の年月日
- 五. 延長の期間
- 六. 第 67 条の第 2 項の政令で定める処分の内容

第 67 条の 4(同前)

1. 第 47 条第 1 項、第 48 条、第 50 条及び第 52 条の規定は、特許権の延長登録の出願の審査について準用する。

第 68 条 (特許権の効力)

1. 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第 68 条の 2(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

1. 特許権の存続期間が延長された場合(第 67 条の 2 第 5 項により延長されたものとみなす場合を含む)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった第 67 条第 2 項の政令で定める処分の対象となった物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用される物)についての当該特許発明の実施以外の行為には及ばない。

第 69 条(特許権の効力の及ばない範囲)

1. 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない。
2. 特許権の効力は、以下に掲げる物にも及ばない。
 - 一. 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物
 - 二. 特許出願の時から日本国内にある物
3. 二つ以上の医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防する物をいう。以下この項において同じ)を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方箋により調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方箋により調剤する医薬には、及ばない。

第 70 条(発明の技術的範囲)

1. 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
2. 前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意味を解釈するものとする。
3. 前 2 項の場合において、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

第 71 条(同前)

1. 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し判定を求めることができる。
2. 特許庁長官は、前項の規定による求めがあったときは、3 名の審判官を指名して、その判定をさせなければならない。

- 3.第 131 条第 1 項、[第 131 条の 2 第 1 項本文](#)、第 132 条第 1 項及び第 2 項、第 133 条、第 133 条の 2、第 134 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 135 条、第 136 条第 1 項及び第 2 項、第 137 条第 2 項、第 138 条、第 139 条(第 6 号を除く。)第 140 条から 144 条まで、第 144 条の 2 第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 145 条第 2 項から第 5 項まで、第 146 条、第 147 条第 1 項及び第 2 項、第 150 条第 1 項から第 5 項まで、第 151 条から第 154 条まで、第 155 条第 1 項、第 157 条並びに第 169 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定は、第 1 項の判定に準用する。この場合において、第 135 条中「審決」とあるのは「決定」と、第 145 条第 2 項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第 5 項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めたとき」と、第 151 条中「第 147 条」とあるのは「第 147 条第 1 項及び第 2 項」と、第 155 条第 1 項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」読み変えるものとする。[\(審判の条文を判定に準用\)](#)
- 4.前項において読み替えて準用する第 135 条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 71 条の 2(同前)

- 1.特許庁長官は、裁判所からの特許発明の技術的範囲について鑑定を嘱託があったときは、3 名の審判官を指名して、その鑑定をさせなければならない。
- 2.第 136 条第 1 項及び第 2 項第 137 条第 2 項並びに第 138 条の規定は前項の鑑定を嘱託に準用する。[\(訂正審判の訂正要件を準用\)](#)

第 72 条(他人の特許発明との関係)

- 1.特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれと類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、を業としてその特許発明の実施をすることができない。

第 73 条(共有に係わる特許権)

- 1.特許権が共有に係るときは、各共有者は他の共有者の同意がなければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的とした質権を設定することができない。
- 2.特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
- 3.特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

第 74 条及び第 75 条削除

第 76 条(相続人がいない場合の特許権の消滅)

1. 特許権は、民法第 958 条の期間内([相続人が不明の場合、家裁は相続人を公告、期間<6 カ月>](#))に相続人である権利を主張する者がいないときは、消滅する。

第 77 条(専用実施権)

- 1.特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。
- 2.専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。
- 3.専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合に限り、移転することができる。

4. 専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権の設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。
5. 第 73 条の規定(共有特許権)は専用実施権を準用する。

第 78 条(通常実施権)

1. 特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。
2. 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

第 79 条(先使用による通常実施権)

1. 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

第 80 条(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

1. 次の各号のいずれかに該当する者であって、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第 123 条第 1 項各号(特許無効審判)のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際に存する専用実施権について通常実施権を有する。
 - 一. 同一の発明について二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者
 - 二. 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許した場合における原特許権者
 - 三. 前 2 号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第 99 条第 1 項の効力を有する通常実施権(登録の効果)を有する者
2. 当該特許権者は又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第 81 条(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)

1. 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

第 82 条(同前)

1. 特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての意匠法第 28 条第 3 項において準用するこの法律第 99 条第 1 項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に有する専用実施権について通常実施権を有する。
2. 当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第 83 条(不実施の場合における通常実施権設定の裁定)

- 1.特許発明の実施が継続して3年以上日本国内において適当されていないときは、その特許発明を実施しようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し、通常実施権の許諾について協議と求めることができる。ただし、その特許発明に係る特許出願から4年を経過していないときは、この限りでない。
- 2.前項の協議が成立せず、又は協議することができないときは、特許長官の裁定を請求することができる。

第84条(答弁書の提出)

- 1.特許庁長官は、前条第2項の裁定の請求があったときは、請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、相当の期間を指定し、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第85条(審議会の意見の聴取)

- 1.特許庁長官は、第83条第2項の裁定をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 2.特許庁長官は、その特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第86条(裁定の方式)

- 1.第83条第2項の裁定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。
- 2.通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一. 通常実施権を設定すべき範囲
 - 二. 対価の額並びに支その払いの方法及び時期

第87条(裁定の謄本の送達)

- 1.特許庁長官は、第83条第2項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であってその特許に関し登録した権利を有するものに送達しなければならない。
- 2.当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があったときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

第88条(対価の供託)

- 1.第86条第2項第2号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。
 - 一. その対価を受けるべき者が受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき
 - 二. その対価について第183条第1項の訴(対価の額の訴)の提起があったとき。
 - 三. 当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

第89条(裁定の失効)

- 1.通常実施権の設定を受けようとする者が第83条第2項の裁定で定める支払いの時期までに対価(対価を定期又は分割で支払うときは、その最初に支払うべき分)の支払又は供託しないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。

第90条(裁定の取消し)

- 1.特許庁長官は、第83条第2項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、又は通常実施権の設定をうけた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係者の請求により又は職

権で、裁定を取消することができる。

2. 第 84 条、第 85 条第 1 項、第 86 条第 1 項及び第 87 条第 1 項の規定（**答弁書提出の機会付与、審議会の意見聴取、理由付文書、謄本の送達**）は前項の規定による裁定の取消しに、第 85 条第 2 項の規定（**不適切実施**）は前項の取消しには、通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

第 91 条(同前)

1. 前項第 1 項の規定による裁定の取消があったときは、通常実施権は、その後消滅する。

第 91 条の 2 (裁定についての不服の理由の制限)

1. 第 83 条第 1 項の規定による裁定についての行政不服審査法による異議申立てにおいては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第 92 条(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

1. 特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第 72 条（**利用発明**）の規定に該当するときは、同条の他人に対してその特許発明の実施をするための通常実施権者又は実用新案権者若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
2. 前項の協議を求められた第 72 条の他人は、その協議を求めた特許権者又は専用実施権者に対し、これらの者がその協議により通常実施権者又は実用新案権者若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施しようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
3. 第 1 項の協議が成立せず、又は協議することができなかつたときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
4. 第 2 項の協議が成立せず、又は協議することができない場合において、前項の裁定の請求があったときは、第 72 条の他人は、第 7 項において準用する第 83 条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期限内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。
5. 特許庁長官は第 3 項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第 72 条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
6. 特許庁長官は前項に規定する場合のほか、第 4 項の場合において、第 3 項の裁定の請求にていて通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
7. 第 84 条、第 85 条第 1 項、及び 86 条から前条までの規定（**答弁書提出の機会付与、審議会の意見聴取、理由付文書、謄本の送達等**）は、第 3 項又は第 4 項の裁定に準用する。

第 93 条(公共の利益のための通常実施権の設定)

1. 特許発明の実施が公共の利益のために特に必要であるときは、その特許発明を実施しようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議することができないときは、その特許発明を実施しようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
3. 第 84 条、第 85 条第 1 項及び第 86 条から第 91 条の 2 までの規定（**答弁書提出の機会付与、審議会の意見聴取、理由付文書、謄本の送達等**）は前項の裁定に準用する。

第 94 条(通常実施権の移転等)

- 1.通常実施権は、第 83 条第 2 項(不実施)、第 92 条第 3 項若しくは第 4 項(自己の特許発明の実施)若しくは前条第 2 項(公益)、実用新案法第 22 条第 3 項(公益)又は意匠法第 33 条第 3 項(自己の登録意匠の実施)の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他一般承継の場合に限り移転することができる。
- 2.通常実施権者は、第 83 条第 2 項(不実施)、第 92 条第 3 項若しくは第 4 項(自己の特許発明の実施)若しくは前条第 2 項(公益)、実用新案法第 22 条第 3 項(公益)又は意匠法第 33 条第 3 項(自己の登録意匠の実施)の裁定による通常実施権を除き、特許権者(専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。
- 3.第 83 条第 2 項(不実施)又は前条第 2 項(公益)の裁定による通常実施権は、実施の事業とする場合に限り、移転することができる。
- 4.第 92 条第 3 項(自己の特許発明の実施)、実用新案法第 22 条第 3 項(公益)又は意匠法第 33 条第 3 項(自己の登録意匠の実施)の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って移転し、その該特許権、実用新案権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。
- 5.第 92 条第 4 項(自己の特許発明の実施)の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従って移転し、消滅したとき消滅する。
- 6.第 73 条第 1 項の規定(共有特許権)は、通常実施権に準用する。

第 95 条(質権)

- 1.特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

第 96 条(同前)

- 1.特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者又は専用実施権者が受けるべき金銭その他のものに対しても行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

第 97 条(特許権等の放棄)

- 1.特許権者は、専用実施権者、質権者又は第 35 条第 1 項(職務発明)、第 77 条第 4 項(専用実施権による通常実施権等の許諾)若しくは第 78 条第 1 項(通常実施権)の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。
- 2.専用実施権者は、質権者又は第 77 条第 4 項(専用実施権による通常実施権等の許諾)の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。
- 3.通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常実施権を放棄することができる。

第 98 条(登録の効果)

- 1.次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を商事ない。
 - 一. 特許権の移転(相続その他一般承継によるものを除く。)、放棄による消滅又は処分の制限
 - 二. 専用実施権の設定、移転(相続その他一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は特許権の消滅によるものを除く。))又は処分の制限

- 三. 特許権又は専用実施権を目的とした質権の設定、移転(相続その他一般承継を除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限
- 2.前項各号の相続その他一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

第 99 条(同前)

- 1.通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権者又はその特許権についての専用実施権をその後取得した者にたいしても、その効力を生ずる。
- 2.第 35 条第 1 項(職務発明)、第 79 条(先使用)、第 80 条第 1 項(無効審判請求前の実施)、第 81 条(意匠権の存続期間の満了後の実施)、第 82 条第 1 項(抵触関係にある意匠権の期間満了後の実施)又は 176 条(再審で回復した特許権の善意の実施)の規定による通常実施権は、登録しなくても、前項の効力を有する。
- 3.通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第 2 節 権利侵害

第 100 条(差止請求権)

1. 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者又は侵害するおそれのある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
2. 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求に際し、侵害行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。第 102 条第 1 項(侵害額の推定)において同じ)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他侵害の予防に必要な行為を請求できる。

第 101 条(侵害とみなす行為)

1. 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害したものとみなす。
 - 一.特許が物の発明についてなされている場合において、業として、その物の生産にのみ使用される物の生産、譲渡若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
 - 二.特許が物の発明についてなされている場合において、その物の生産に用いる物(日本国内において広く一般的に流通しているものを除く)であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
 - 三.特許が物の発明についてなされている場合において、その物を業として譲渡又は輸出のために所持する行為
 - 四.特許が方法の発明についてなされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡若しくは輸入又はその譲渡等の申出をする行為。
 - 五.特許が方法の発明についてなされている場合において、その方法の試用に用いる物(日本国内において広く一般的に流通しているものを除く)であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
 - 六.特許が物を生産する方法についてなされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡又は輸出のために所持する行為

第 102 条(損害の額の推定)

1. 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許発明又は専用実施権を侵害した者に対しその損害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した数量(以下この項では「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない範囲において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
2. 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。
3. 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許発明又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
4. 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

第 103 条(過失の推定)

1. 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

第 104 条(生産方法の推定)

1. 物を生産する方法の発明について特許されている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一物は、その方法により生産したものと推定する。

第 105 条(書類の提出等)

1. 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害行為について立証するために、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし書類の保持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。
2. 裁判所は前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、書類の保持者にその提出をさせることができる。この場合においては、なに人も、その提出された書類の開示を求めることができない。
3. 前 2 項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第 105 条の 2 (損害計算のための鑑定)

1. 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定に必要な事項について説明しなければならない。

第 105 条の 3 (相当な損害額の認定)

1. 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当の侵害額を認定することができる。

第 106 条(信用回復の措置)

1. 故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害賠償に代え、又は損害賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第 3 節 特許料

第 107 条(特許料)・平成 16 年 4 月 1 日より施行、改正法前の出願は旧料金

1. 特許権の設定登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第 67 条第 1 項に規定する存続期間(同条第 2 項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えてもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年 2 千円 6 百円に一請求項について 2 百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年 8 千円百円に一請求項について 6 百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年 2 万 4 千 3 百円に一請求項について 千 9 百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年 8 万 千 2 百円に一請求項について 6 千 4 百円を加えた額

2. 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。
3. 第 1 項の特許料は、特許権が国又は第 109 条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除(以下この項においては「減免」という)を受ける者を含む者との共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額(減免を受ける者にあつては、減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
4. 前項の規定により算出した特許料に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
5. 第 1 項の特許料の納付は、産業経済省令の定めるところにより、特許印紙をもって納付しなければならない。ただし産業経済省令の定める場合には、産業経済省令の定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第 108 条(特許料の納付期限)

1. 前条第 1 項の規定による第 1 年から第 3 年までの各年分の特許料は、特許査定又は審決の謄本の送達があった日から 30 日以内に一時に納付しなければならない。
2. 前条第 1 項の規定による第 4 年以降の各年分の特許料は、前年以前に納付をしなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録すべき旨の査定又は審決があった日(以下この項において「謄本送達日」という)がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前 30 日目に当たる日以前であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年(謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が 30 日に満たない

ときは、謄本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料は、謄本送達日から 30 日以内に一時に納付しなければならない。

3. 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の申請により、30 日に限り、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

第 109 条(特許料の減免又は猶予)

1. 特許庁長官は、次に掲げる者であって資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第 107 第 1 項の規定による第 1 年から 3 年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一.その特許発明の発明者又はその相続人

二.その特許発明が第 35 条第 1 項の従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定めてある場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第 110 条(利害関係人による特許料の納付)

1. 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、特許料の納付することができる。
2. 前項の規定により特許料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第 111 条(既納の特許料の返還)

1. 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納入者の請求により返還する。

一.過誤納の特許料

二.特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分の特許料

三.特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分の特許料(当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以降のものに限る)

2. 前項の規定による特許料の返還は、同項第 1 号の特許料については納付した日から 1 年、同項第 2 号及び第 3 号の特許料については審決が確定した日から 6 ヶ月を経過した後は、請求することができない。

第 112 条(特許料の追納)

1. 特許権者は、第 108 条第 2 項に規定する期間又は第 109 条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料の納付ができないときは、その期間の経過後であっても、その期間の経過後 6 月以内にその特許料を追納することができる。
2. 前項の規定により特許料を追納する特許権者は 107 条第 1 項に規定の特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。
3. 前項の割増特許料の納付は、産業経済省令の定めるところにより、特許印紙をもって納付しなければならない。ただし産業経済省令の定める場合には、産業経済省令の定めるところにより、現金をもって納めることができる。
4. 特許権者が第 1 項の規定により特許料を追納する期間内に納付すべきであった特許料及び第 2 項の割増特許料の納付しなかったときは、その特許権は、同条第 2 項本文に規定する期間(前年納付)の経過の時にさかのぼって消滅したものとみます。
5. 特許権者が第 1 項の規定による特許料を追納することができる期間内に第 108 条第 2 項ただし

書に規定する特許料及び第 2 項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年にさかのぼって消滅したものとみます。

6. 特許権者が第 1 項の規定により特許料を追納することができる期間内に第 109 条の規定により猶予された特許料及び第 2 項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、始めから存在しなかったものとみなす。

第 112 条の 2 (特許料の追納による特許権の回復)

1. 前条第 4 項若しくは第 5 項の規定により消滅したとみなされた特許権又は同条第 6 項の規定により初めから存在しなかったものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第 1 項の特許料を追納することができる期間内に同条第 4 項から第 6 項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由のなくなった日から 14 日以内(在外者にあつては 2 月)以内でかつ期間経過後 6 月以内に限り、特許料及び割増特許料の追納することができる。
2. 前項の規定により特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第 108 条第 2 項本文の規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼって存続していたもの又は始めから存在したものとみなす。

第 112 条の 3 (回復した特許権の効力の制限)

1. 前条第 2 項の規定により特許権が回復した場合において、その特許権が物の発明についてなされているときは、その特許権の効力は、第 112 条第 1 項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において生産物し、若しくは取得物には、及ばない。
2. 前条第 2 項により回復した特許権の効力は、第 112 条第 1 項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる、行為には及ばない。
 - 一. 当該特許発明の実施
 - 二. 特許が物の発明についてなされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為。
 - 三. 特許が方法の発明についてなされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

第 5 章 特許異議の申立て・特許異議申立制度は廃止

第 113 条(特許異議の申立て)から第 120 条まで削除・異議申立制度の全面的廃止

第 6 章 審判

第 121 条(拒絶査定不服審判)

1. 拒絶すべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服のあるときは、その謄本の送達の日から 30 日以内に**拒絶査定不服審判**を請求することができる。
2. **拒絶査定不服審判**を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間(30 日)内にその請求することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から 14 日以内(在外者は 2 月)以内でその期間経過後 6 月以内にその請求をすることができる。

第 122 条 削除

第 123 条(特許無効審判)

1. 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
 - 一. その特許が第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件(補正は明細書等の記載範囲内に限る)を満たさない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く)に対してなされたとき。
 - 二. その特許が第 25 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 32 条、又は第 39 条第 1 項から第 4 項までの規定(特許条件)に違反してなされたとき。
 - 三. その特許が条約に違反してなされたとき。
 - 四. その特許が第 36 条第 4 項又は第 6 項(第 4 号を除く)に規定する要件(発明の詳細な説明、特許請求の範囲の記載要件、第 4 号は省令要件)を満たさない特許出願に対してされたとき。
 - 五. 外国語書面出願に係わる特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。
 - 六. その特許が発明者でない者であってその発明について特許を受ける権利を継承していない者により特許出願(冒認出願)に対してなされたとき。
 - 七. 特許がされた後において、その特許権者が第 25 条の規定(外国人の権利の享有)により特許権を享有することができない者になるとき、又はその特許が条約に違反することになったとき。
 - 八. その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第 126 条第 1 項ただし書若しくは第 3 項から第 5 項まで(第 134 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)又は第 134 条の 2 第 1 項ただし書の規定(訂正の要件)に違反してなされたとき。
2. 許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第 2 号に該当すること(その特許が第 38 条(共同出願)の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第 6 号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。
3. 特許無効審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。
4. 審判長は、特許無効審判請求があったときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第 124 条 削除

第 125 条 (同前)

1. 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その特許権は最初から存在しなかったものとみなす。ただし、特許が第 123 条第 1 項第 7 号に該当する(後発事由で権利の享有が不能)場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その特許が同号に該当するに至った時から存在しなかったとみなす。

第 125 条の 2(延長登録無効審判)

1. 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。
 - 一. その延長登録がその特許発明の実施に第 67 条第 2 項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められない場合の出願に対してなされたとき。
 - 二. その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権者若しくは登録した通常実施権を有する者が第 67 条第 2 項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対して

- なされているとき。
- 三.その延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をするもができなかった期間を超えているとき。
- 四.その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。
- 五.その延長登録が第 67 条の 2 第 4 項の規定する要件(共有特許権の共同延長登録出願)を満たしていない出願に対してなされたとき。
2. 第 123 条第 3 項及び第 4 項の規定は、延長登録無効審判の請求に準用する。
3. 延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかったものとみなす。ただし、延長登録が第 1 項第 3 号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかった期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したとき、当該超える期間について、その延長はされなかったものとみなす。

第 126 条(訂正審判)

1. 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正することについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
- 一. 特許請求の範囲の縮減
 - 二. 誤記又は誤訳の訂正、
 - 三. 明瞭でない記載の釈明
2. 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に継続した時からその審判が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があった日から起算して 90 日の期間内(当該事件について第 181 条第 1 項の規定による審決の取消しの判決又は同条第 2 項の規定による審決の取消しの決定のあった場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。)は、この限りでない。
3. 第 1 項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第 2 号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあっては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願に係る特許にあっては、外国語書面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
4. 第 1 項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない。
5. 第 1 項ただし書第 1 号又は第 2 号に掲げる事項(誤記、誤訳の訂正)を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載された事項により特定された発明が特許出願の際独立して特許を受けられるものでなければならない。
6. 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

第 127 条(同前)

1. 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第 35 条第 1 項、第 77 条第 4 項若しくは第 78 条第 1 項の規定(職務発明、専用実施権者の設定、特許権者の設定)による通常実施権者があるときは、それらの者の承諾を受けていた場合に限り訂正審判の請求をすることができる。

第 128 条

1. 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審判が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許すべき旨

の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

第 129 条及び第 130 条 削除

第 131 条(審判請求の方式)

1. 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 審判事件の表示
 - 三. 請求の趣旨及びその理由
2. 特許無効審判を請求する場合における前項第 3 号に掲げる請求書の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。
3. 訂正審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

第 131 条の 2 (審判請求書の補正)

1. 前条第 1 項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第 3 号に掲げる請求の理由についてされているとき、又は次項の規定により審判長の許可があったときは、この限りでない。
2. 審判長は、特許無効審判を請求する場合における前条第 1 項第 3 号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更する場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかかなものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもって、当該補正を許可することができる。
 - 一. 当該特許無効審判において第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要性が生じたこと。
 - 二. 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。
3. 前項の補正の許可は、その補正に係る手続補正書が第 134 条第 1 項に規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。
4. 第 2 項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第 132 条(共同審判)

1. 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判の審判を請求する者が二人以上あるときは、それらの者は、共同して審判を請求することができる。
2. 共有に係わる特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。
3. 特許権又は特許を受ける権利の共有者が共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。
4. 第 1 項若しくは前項の規定による審判を請求した者又は第 2 項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続きの中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は全員についてその効力を生ずる。

第 133 条(方式に違反した場合の決定による却下)

1. 審判長は、請求書が第 131 条の規定(審判請求の方式)に違反しているときは、請求人に対し、相当

の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2. 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正を命ずることができる。

一.手続が第7条第1項から第3号まで(未成年者、禁治産者)又は第9条(在外外国人)の規定に違反しているとき。

二.手続がこの法律又はこの法律の基づく命令に定める方式に違反しているとき。

三.手続が第195条第1項又は第2項の規定(手数料)による手数料を納付しないとき。

3. 審判長は、前2項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第131条の2第1項に規定に違反しているときは、決定をもってその手続を却下することができる。

4. 前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

第133条の2(不適法な手続の却下)

1. 審判長は、審判事件に係る手続(審判請求を除く)が不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる。

2. 前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない。

3. 第1項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

第134条(答弁書の提出等)

1. 審判長は、審判の請求があったときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2. 審判長は、第131条の2第2項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別な事情があるときは、この限りでない。

3. 審判長は、第1項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4. 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

第134条の2(特許無効審判における訂正の請求)

1.特許無効審判の被請求人は、前条第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項又は第153条第2項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる次項を目的とするものに限る。

一. 特許請求の範囲の縮減

二. 誤記又は誤訳の訂正

三. 明瞭でない記載の釈明

2. 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3. 審判官は、第1項の訂正に請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第5項において読み替えて準用する第126条第3項から第5項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該請求の理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に

通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

4. 第 1 項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は取り下げられたものとみなす。
5. 第 126 条第 3 項から第 6 項まで、第 127 条、第 128 条(以上訂正審判)、第 131 条第 3 項及び第 4 項(審判請求の方式)、第 131 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。この場合において、第 126 条第 5 項中「第 1 項ただし書第 1 号又は第 2 号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第 1 項ただし書第 1 号又は第 2 号」と読み替えるものとする。

第 134 条の 3 (取消しの判決等があった場合における訂正に請求)

1. 審判長は、特許無効審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第 181 条第 1 項の規定による取消しの判決が確定し、同条第 5 項に規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から 1 週間以内に被請求人から申立てがあった場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
2. 審判長は、第 181 条第 2 項の規定による取消しの決定が確定し、同条第 5 項に規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件において第 126 条第 2 項ただし書に規定する期間内に請求された訂正の審判の審決が確定している場合は、この限りでない。
3. 特許無効審判の被請求人は、第 126 条第 2 項ただし書に規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前 2 項の規定により指定された期間内に前条第 1 項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。
4. 第 126 条第 2 項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があった場合において、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された期間内に前条第 1 項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判が確定している場合は、この限りでない。
5. 第 126 条第 2 項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があった場合において、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された期間内に前条第 1 項の訂正の請求がされなかったときは、その期間の末日に、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を第 3 項の規定により援用した同条第 1 項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその訂正審判が確定している場合は、この限りでない。

第 135 条(不適法な審判請求の審決による却下)

1. 不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書提出の機会を与えないで、審決をもって却下することができる。

第 136 条(審判の合議制)

1. 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。
2. 全項の合議体は過半数により決する。
3. 審判官の資格は、政令でさだめる。

第 137 条(審判官の指定)

1. 特許庁長官は、各審判事件(第 162 条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあっては、第 164 条第 3 項の規定による報告があったものに限る)について前条第 1 項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。(拒絶査定不服審判事件は、拒絶査定を支持する報告を特許庁長官にした案件に限る)
2. 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充しなければならない。

第 138 条(審判長)

1. 特許庁長官は、前条第 1 項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。
2. 審判長は、その事件に関する事務を総理する。

第 139 条(審判官の除斥)

1. 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。
 - 一. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあったとき。
 - 二. 審判官が事件の当事者若しくは参加人四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあったとき。
 - 三. 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
 - 四. 審判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。
 - 五. 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあったとき。
 - 六. 審判官が事件について不服を申立てられた査定に審査官として関与したとき。
 - 七. 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

第 140 条(同前)

1. 前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立てをすることができる。

第 141 条(審判官の忌避)

1. 審判官について審判の公平を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。
2. 当事者又は参加人は、事件について審判官に書面又は口頭をもって陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因が有ったことを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。

第 142 条(除斥又は忌避の申立ての方式)

1. 除斥又は忌避の申立てをする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる。
2. 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から 3 日以内に疎明しなければならない。前条第 2 項ただし書の実事も同様とする。

第 143 条(除斥又は忌避の申立についての決定)

1. 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てに係る審判官以外の審判官が審決により決定する。ただし、その申立てに係わる審判官は、意見を述べることができる。
2. 前項の決定は、文書をもって行い、かつ理由を付さなければならない。

3. 第1項の決定にに対しては、不服を申し立てることができない。

第144条(同前)

1. 除斥又は忌避の申立があったときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中断しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第144条の2(審判書記官)

1. 特許庁長官は、各審判事件(第162条の規定による審査官がその請求を審査する審判事件にあっては、第164条第3項の規定により報告のあったものに限る)について審判書記官を指定しなければならない。
2. 審判書記官の資格は、政令で定める。
3. 特許庁長官は、第1項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。
4. 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うのはか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。
5. 第139条(第5号を除く)及び第140条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥又は忌避についての審判に関与することはできない。

第145条(審判における審理の方式)

1. 第123条第1項(特許無効審判)又は第125条の2第1項(存続期間延長無効審判)の審判は口頭審理による。ただし審判長は当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるとすることができる。
2. 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で口頭審理によるとすることができる。
3. 審判長は、第1項又は前条ただし書の規定により口頭審理により審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。
4. 民事訴訟法第94条の規定(期日の呼出し)は前項の期日の呼出しに準用する。
5. 第1項又は第2項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるときはこの限りでない。

第146条(同前)

1. 民事訴訟法第145条の規定(通訳人の立会い等)は、審判に準用する。

第147条(調書)

1. 第145条第1項又は第2項ただし書の規定による口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。
2. 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。
3. 民事訴訟法第160条第1項及び第3項(口頭弁論調書)の規定は、第1項の調書に準用する。

第148条(参加)

1. 第132条第1項の規定(共同審判)により審判を請求することができる者は、審理の終結にいたるまでは、請求人としてその審判に参加できる。
2. 前項の規定による審判参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判を続行することができる。
3. 審判の結果に利害関係を有する者は、審理の終結にいたるまでは、当事者の一方を輔佐するた

めその審判に参加することができる。

4. 前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。
5. 第1項又は第3項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力が生ずる。

第149条(同前)

1. 参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。
2. 審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。
3. 参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定する。
4. 前項の決定は、文書をもって行い、かつ理由を附さなければならない。
5. 第3項の決定に対しては、不服を申立てることができない。

第150条(証拠調べ及び証拠保全)

1. 審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立て又は職権で、証拠調べをすることができる。
2. 審判に関しては、審判請求前は利害関係人の申立てにより、審判の継続中は当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、証拠保全をすることができる。
3. 前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に対してしなければならない。
4. 特許庁長官は、第2項の規定による審判請求前の申立があったときは、証拠保全に関与すべき審判官及び審判書記官を指定する。
5. 審判長は前第1項又は第2項の規定により職権で証拠調べ又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当期間を指定して、意見を申立てる機会を与えなければならない。
6. 第1項又は第2項の証拠調べ又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第151条 (同前)

1. 第147条(調書)並びに民事訴訟法第93条第1項(期日の指定)、第94条(期日の呼出し)、第179条から第181条まで、第183条から第186条まで、第188条、第190条、第191条、第195条から第198条まで、第199条第1項、第201条から第204条まで、第206条、第207条、第210条から第213条まで、第214条第1項から第3項まで、第215条から第222条まで、第223条第1項から第3項まで、第226条から第228条まで、第229条第1項から第3項まで、第231条、第232条第1項、第233条、第234条、第236条から第238条まで、第240条から第242条まで(証拠)及び第278条(尋問等に代わる書面の提出)の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第179条中の「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるは「顕著な事実」と、同法第240条中「最高裁判所規則」とあるを「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第152条(職権による審理)

1. 裁判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第145条第3項の規定(呼出し)に従って出頭しないときであっても、審判手続を進行することができる。

第153条(同前)

1. 審判においては、当事者又は参加人が申立てない理由についても審理することができる。
2. 審判長は、前項により職権で審理してときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相

当期間を指定し、意見を申立てる機会を与えなければならない。

3. 審判においては、請求人が申立てない請求の趣旨についても審理することができない。

第 154 条(審理の併合又は分離)

1. 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理を併合をすることができる。
2. 前項の規定により審理の併合をしたときは、更にその審理の分離することができる。

第 155 条(審判の請求の取下げ)

1. 審判の請求は、審決が確定するまでは取り下げることができる。
2. 審判の請求は、第 134 条第 1 項の答弁書(被請求人の答弁書)の提出があった後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない。
3. 二以上の請求項に係わる特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求したときは、請求項ごとに取り下げることができる。

第 156 条(審理の終結の通知)

1. 審判長は、事件が審決するのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。
2. 審判長は、必要あるときは、前項の審理終結通知をした後であっても、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、審理を再開することができる。
3. 審決は第 1 項の審理終結通知を発した日から 20 日以内にしなければならない。ただし事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときはこの限りでない。

第 157 条(審決)

1. 審決があったときは、審判は終結する。
2. 審決は次の事項を記載した文書をもって行わなければならない。
 - 一. 審判の番号
 - 二. 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 三. 審判事件の表示
 - 四. 審決の結論及び理由
 - 五. 審決の年月日
3. 特許長官は、審決があったときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第 158 条(拒絶査定に対する審判における特則)

1. 審査においていした手続きは拒絶査定不服審判においても効力を有する。

第 159 条(同前)

1. 第 53 条の規定(補正の却下)は拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第 53 条第 1 項中「第 17 条の 2 第 1 項第 3 号」とあるのは「第 17 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号」(誤訳訂正、翻訳文の記載範囲ない訂正)と、「補正が」とあるのを「補正(同項第 3 号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。)が」と読み替えるものとする。
2. 第 50 条及び第 50 条の 2 の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第 50 条ただし書中「第 17 条の 2 第 1 項又は第 3 号(同項第 1 号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)」とあるのは、「第 17 条の 2 第 1 項(拒絶の理由の通知と併せて次条の規定によ

る通知した場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)、第3号(拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)又は第4号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

3. 第51条(特許査定)及び第67条の3第2項(存続期間の延長登録)の規定は拒絶査定不服審判の請求に理由があるとする場合に準用する。

第160条(同前)

1. 拒絶査定不服審判において査定を取り消すときは、更に審査に付すべき旨の審決をすることができる。
2. 前項の審決があった場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。
3. 第1項の審決とするときは、前条第3項の規定(特許査定)は適用しない。

第161条(同前)

1. 第134条第1項から第3号まで、第134条の2、第134条の3(答弁書の提出)、第148条(参加)、第149条(参加)の規定は拒絶査定不服審判には適用しない。

第162条(同前)

1. 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その日から30日以内にその請求に係わる特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第163条(同前)

1. 第48条(審査官の除斥)、第53条(補正却下)、第54条(訴訟との関係)は前条の審査に準用する。この場合において、第53条第1項中「第17条の2第1項第1号又は第3号」とあるのは「第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第1号又は第3号に掲げる場合であっては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く)が」と読み替えるものとする。
2. 第50条及び第50条の2の規定(拒絶理由の通知)は、前条の規定による審査において審判の請求に係わる査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第50条ただし書中を「第17条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合(同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。)」 とあるのは、「第17条の2第1項第1号(拒絶の理由と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判請求前に補正をしたときを除く。)、第3号(拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。)又は第4号に掲げる場合」と読み替えるものとする。
3. 第51条(特許査定)及び第52条(査定の方式)の規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第164条(同前)

1. 審査官は、第162条(前置審査)の規定による審査において特許すべき旨の査定をするときは、審判の請求に係わる拒絶すべき旨の査定を取り消さなければならない。
2. 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第1項において準用する第53条第1項の規定による却下の決定してはならない。
3. 審査官は、第1項に規定による場合を除き、当該審判の請求について査定することなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

第165条(訂正審判における特則)

1. 審判長は、訂正審判の請求が第126条第1項ただし書各号に掲げる事項(特許請求の範囲の縮減、誤記・誤訳の訂正、釈明)を目的とせず、又は同条第3項から5項までの規定(最初の明細書等の範囲内、特許請求の範囲の実質的拡張又は変更でない、独立特許条件がある)に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第166条(同前)

1. 第134条第1項から第3号まで(答弁書の提出、尋問を除く)、第134条の2、第134条の3、第148条(参加)及び第149条(参加)の規定は、訂正審判には適用しない。

第167条(審決の効力)

1. 何人も、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があったときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

第168条(訴訟との関係)

1. 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続きが完了するまでその手続きを中止することができる。
2. 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てのあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続きを中止できる。
3. 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続きが完了したときも、また同様とする。
4. 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあったときも同様とする。

第169条(審判における費用の負担)

1. 特許無効審判及び延長登録無効審判の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審決によらないで終了するときは審判による決定をもって、職権で定めなければならない。
2. 民事訴訟法第61条から第66条まで、第69条第1項及び第2項、第70条並びに第71条第2項(訴訟費用の負担)の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。この場合において、同法第71条第2項中「最高裁判所規則」とあるを「経済産業省令」と読み替えるものとする。
3. 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。
4. 民事訴訟法第65条(共同訴訟の場合の負担)の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。
5. 審判に関する費用の額は、請求により、審決又は決定が確定した後の特許庁長官が決定する。
6. 審判に関する費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするための必要な給付については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律中これに関する規定(第2章第1節及び第3節に定める部分を除く)の例による。

第170条(費用の額の決定の執行力)

1. 審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

第5章 再審

第171条(再審の請求)

1. 確定審決に対しては、当事者又は参加人は再審をすることができる。

2. 民事訴訟法第 338 条第 1 項及び第 2 項並びに第 339 条(再審の事由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第 172 条(同前)

1. 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。
2. 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

第 173 条(再審の請求期間)

1. 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知った日から 30 日以内に請求しなければならない。
2. 再審を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項の期間内にその請求ができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から 14 日(在外者は 2 月)以内でその期間経過後 6 月以内にその請求をすることができる。
3. 請求人が法律の規定に従って代理されなかったことを理由として再審を請求するときは、第 1 項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があったことを知った日の翌日から起算する。
4. 審決が確定した日から 3 年を経過した後は、再審を請求することができない。
5. 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項の期間はその理由が発生した日の翌日から起算する。
6. 第 1 項及び第 4 項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には適用しない。

第 174 条(審判の規定等の準用)

1. 第 131 条第 1 項、第 131 条の 2 第 1 項本文、第 132 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 133 条、第 133 条の 2、第 134 条第 4 項、第 135 条から第 147 条まで、第 150 条から第 152 条まで、第 155 条第 1 項、第 156 条から第 160 条まで、第 168 条、第 169 条第 3 項から第 6 項まで並びに第 170 条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。
2. 第 131 条第 1 項、第 131 条の 2 第 1 項本文、第 132 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 133 条、第 133 条の 2、第 134 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 135 条から第 152 条まで、第 154 条から第 157 条まで、第 167 条、第 168 条、第 169 条第 1 項、第 2 項、第 5 項第 3 項及び第 6 項並びに第 170 条の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。
3. 第 131 条第 1 項及び第 3 項、第 131 条の 2 第 1 項本文、第 132 条第 3 項及び第 4 項、第 133 条、第 133 条の 2、第 134 条第 4 項、第 135 条から第 147 条まで、第 150 条から第 152 条まで、第 155 条第 1 項、第 156 条、第 157 条、第 165 条、第 168 条、第 169 条第 3 項及び第 6 項まで並びに第 170 条の規定は、訂正審判の確定審決の対する再審に準用する。
4. 民事訴訟法第 348 条第 1 項(審理の範囲)に規定は、再審に準用する。

第 175 条(再審で回復した特許権の効力の制限)

1. 無効にした特許に係わる特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係わる特許権が再審により回復した場合又は拒絶すべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があった場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若し

くは取得した当該物には及ばない。

2. 無効にした特許に係わる特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係わる特許権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があったときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には及ばない。

一. 当該発明の善意の実施

二. 特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸し渡しの申出をした行為

三. 特許が物の発明についてされている場合において、善意にその物を譲渡等又は輸出のために所持する行為

四. 特許が方法の発明についてされている場合において、善意に、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸し渡しの申出をする行為

五. 特許が物を生産する方法の発明に説いてされている場合において、善意に、その方法により生産した物を譲渡等又は輸出するために所持する行為

第 176 条(同前)

1. 無効にした特許に係わる特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係わる特許権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があった特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があったときは、当該審決が確定した後再審の請求登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業を準備している者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内で、その特許権について通常実施権を有する。

第 177 条 削除

第 8 章 訴訟

第 178 条(審決等に対する訴え)

1. 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。
2. 前項の訴えは当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。
3. 第 1 項の訴えは審決又は決定の送達があった日から 30 日を経過した後は、提起することができない。
4. 前項の期間は不変期間とする。
5. 審判長は遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で前項の不変期間について附加期間を定めることができる。
6. 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ提起できない。

第 179 条(被告適格)

1. 前条第 1 項の訴えにおいては特許庁長官を被告としなければならない。ただし、特許無効審判

若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する第 171 条第 1 項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

第 180 条(出訴の通知)

1. 裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なくその旨を特許庁長官に通知しなければならない。

第 180 条の 2(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

1. 裁判所は、第 179 条ただし書に規定する訴え(特許無効審判、延長登録無効審判又はこれらの再審)の提起があつたときは、特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

2. 特許庁長官は、第 179 条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

3. 特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に前 2 項の意見を述べさせることができる。

第 181 条(審決又は決定の取消し)

1. 裁判所は、第 178 条第 1 項の訴えの提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

2. 裁判所は、特許無効の審決に対する第 178 条第 1 項の訴えの提起があつた場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求し、又は請求しようとしていることにより、当該特許を無効にすることといて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるときは、事件を審判官に差し戻すために、決定をもって、当該審決を取り消すことができる。

3. 裁判所は、前項の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かなければならない。

4. 第 2 項の決定は、審判官その他の第三者に対しても効力を有する。

5. 審判官は、第 1 項の規定による審決又は決定の取消しの判決又は第 2 項の規定による審決の取消しの決定が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

第 182 条(裁判の正本の送付)

1. 裁判所は、第 179 条ただし書に規定(特許無効、存続期間の延長登録無効)する訴について訴訟手続が完結したときは、遅滞なく特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

第 182 条の 2(合議体の構成)

1. 第 178 条第 1 項(審決等)の訴えに係る事件については、5 人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第 183 条(対価の額についての訴え)

1. 第 83 条第 2 項(不実施)、第 92 条第 3 項若しくは第 4 項(自己発明の実施)又は第 93 条第 2 項(公益)の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2. 前項の訴えは、裁定の謄本の送達があつた日から 3 月を経過した後は、提起することができない。

第 184 条(被告適格)

1. 前条第 1 項の訴えにおいては、次に掲げる者を被告としなければならない。

一. 第 83 条第 2 項(不実施)、第 92 条第 4 項(自己発明の実施)又は第 93 条第 2 項(公益)の裁定については、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者

二. 第 92 条第 3 項(自己発明の実施)の裁定については通常実施権者又は第 72 条第 3 項(他人の特許発明との抵触)の他人

第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関連)

1. この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第 195 条の 4 に規定する処分(行政不服審査法による不服申立ての制限)を除く)の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁定を経た後だなければ、提起できない。

第 9 章 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係わる特例

第 184 条の 3(国際出願による特許出願)

1. 1970 年 6 月 19 日ワシントンで作成されて特許協力条約(以下この章においては「条約」と云う)第 11 条(1)若しくは (2) (b) 又は第 14 条 (2) の規定の基づく国際出願日が認められた国際出願であって、条約第 4 条(1) (i) の指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限る)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。
2. 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という)については第 43 条の規定(パリ条約による優先権主張)は適用しない。

第 184 条の 4(外国語でされた国際特許出願=外国語特許出願の翻訳文)

1. 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という)の出願人は、条約 2 条(x I)の優先日(以下「優先日」という)から 1 年 8 月(優先日から 1 年 7 月以内に条約第 33 条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第 31 条 (4) (a) の規定に基づき日本国を選択国とした国際特許出願は 2 年 6 月、以下「国内書面提出期限」と云う)以内に、前条第 1 項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という)における条約第 3 条 (2) に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明に限る)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。
2. 前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第 19 条(1)に規定に基づく補正(国際調査報告書受領後の補正)をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求範囲の翻訳文を提出することができる。
3. 国内書面提出期限内に第 1 項に規定する明細書の翻訳文及び第 2 項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げられたのものとみなす。
4. 第 1 項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、第 19 条(1)に規定に基づく補正(国際調査報告書受領後の補正)をしたときは、国内書面提出期限が満了する時(国内書面提出期限内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時、以下「国内処理基準時」という)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。
5. 第 184 条の 7 第 3 項本文の規定は、第 2 項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかった場合に準用する。

第 184 条の 5(書面の提出及び補正命令)

1. 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期限内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一. 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 三. 国際出願番号その他の経済産業省令で定める事項
2. 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずるこ

とができる。

- 一. 前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期限内に提出しないとき。
 - 二. 前項の規定による手続が第 7 条第 1 項から第 3 項まで<未成年者等の手続きをする能力>又は第 9 条<代理権の範囲>の規定に違反しているとき。
 - 三. 前項の規定による手続が経済産業省令で定める方式に違反しているとき。
 - 四. 前条第 1 項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期限内に提出しないとき。
 - 五. 第 195 条第 2 項の規定により納付すべき手数料を国内書面提出期限内に納付しないとき。
3. 特許庁長官は、前項の規定により手続を補正すべきことを命じて者が同項の規定により指定した期限内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を却下することができる。

第 184 条の 6 (国際出願に係わる願書、明細書の効力等)

1. 国際特許出願に係わる国際出願日における願書は、第 36 条第 1 項(特許出願)の規定により提出された願書とみなす。
2. 日本語でされた特許出願(以下「日本語特許出願」という)に係る国際特許出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語特許出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文は第 36 項条第 2 項の規定(特許出願)により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項に規定する願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面並びに外国語特許出願に係る国際出願日における図面(図中の説明を除く)及び図中の説明の翻訳文は同項の図面と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付した要約書とみなす。
3. 第 184 条の 4 第 2 項又は第 4 項の規定により条約第 19 条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第 36 条第 2 項の規定により願書に添付した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲とみなす。

第 184 条の 7 (日本語特許出願に係る条約第 19 条に基づく補正)

1. 日本語特許出願の出願人は、条約第 19 条(1)の規定(国際事務局に提出する請求範囲の補正)に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。
2. 前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について第 17 条の二第 1 項の規定による補正がなされたものとみなす。ただし、条約第 20 条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許長に送達されたときは、その補正書により補正がされたものとみなす。
3. 第 1 項に規定する期間内に日本語特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかったときは、条約 19 条(1)に基づく補正はされなかったものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するとき(補正書を特許庁長官に提出)は、この限りでない。

第 184 条の 8 (条約第 34 条に基づく補正)

1. 国際特許出願の出願人は、条約第 34 条(2)(b)の規定に基づく補正(国際予備審査前の補正)をしたときは、国内処理基準日の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあっては同条(2)(b)の規定に基づき(国際事務局)提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあっては

当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2. 同項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書又は図面について第 17 条の 2 第 1 項に規定(査定前の補正)による補正がされたものとみなす。ただし日本語特許出願に係る補正がにつき条約第 36 条(3)(a)の規定に基づき前項に規定する期間内(国内処理基準日)に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により補正されたものとみなす。
3. 第 1 項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかったときは、条約第 34 条(2)(b)の規定による補正は、されなかったものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときはこの限りでない(日本語特許出願において国内処理基準日以内に補正書を特許庁に提出したとき)。
4. 第 2 項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した明細書又は図面について第 17 条の 2 第 1 項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正は同条第 2 項の誤訳訂正書を提出されたものとみなす。

第 184 条の 9 (国内公表等)

1. 特許庁長官は、第 184 条の 4 第 1 項の規定(国内書面提出期限内に提出の書面)により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公報の発行されたものを除き、国内書面提出期間の経過後(国内書面提出期限内に出願人から出願審査の請求があった国際特許出願であって条約第 21 条に規定する国際公開(以下「国際公開」という)されているものについては、出願審査の請求の後)、遅滞なく、国内公表しなければならない。
2. 国内公表は、次の事項を特許公報に掲載することにより行う。
 - 一. 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二. 特許出願番号
 - 三. 国際出願日
 - 四. 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 五. 第 184 条の 4 第 1 項に規定(国内書面提出期限内に提出の書面)する明細書及び図面中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文(同条第 2 項による補正後の翻訳文があるときはその翻訳文)、及び同条第 4 項に規定(国内処理期限内に補正した請求の範囲)する翻訳文に記載した事項、図面(図中の説明を除く)の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項(公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると特許庁長官が認めたものを除く)
 - 六. 国内公表の年月日
 - 七. 前号に掲げるもののほか、必要な事項
3. 第 64 条第 3 項の規定(不適切要約として特許庁が作成した要約)は、前項の規定により同項第 5 号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。
4. 第 64 条の規定(出願公開)は国際特許出願には適用しない。
5. 国際出願については、第 48 条の 5 第 1 項(出願公開前審査請求)、第 48 条の 6(優先審査)、第 66 条第 3 項ただし書(公開された要約書)、第 128 条(訂正審判の確定登録)、第 186 条第 1 号並びに第 2 号(証明等の請求)並びに第 193 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、第 6 号及び第 9 号中「出願公開」とあるは、日本語特許出願にあつては「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」とし、外国語特許出願にあつては「第 184 条の 9 第 1 項の国内公表」とする。
6. 外国語特許出願に係る証明等の請求については、第 186 条第 1 項第 1 号中「又は第 67 条の 2

第2項の資料」とあるには「特許協力条約第3条(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(特許権の設定登録された国際特許出願に係るもの又は公開されたものを除く)」とする。

7. 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第193条第2項第3号中「出願公表後における」とあるは「国際公開がされた国際特許出願に係る」とする。

第184条の10(国際公開及び国内公表の効果等)

1. 国際出願人は、日本語特許出願については国際公開があった後(優先日から1年6月経過前に国際公開があったときは優先日から1年6月経過後)に、外国語特許出願については国内公表があった後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告したときは、その警告後特許権の設定登録前に業として発明を実施した者に対し、実施料相当額の補償金の支払いを請求できる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願においては国際公開特許出願であることを知って特許権の設定登録前(優先日から1年6月経過前に国際公開があったときは優先日から1年6月経過後)に、外国語特許出願については国内公表がされた国際特許出願であることを知って特許権の設定登録前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様(実施料相当額を請求できる)とする。
2. 第65条第2項から第5項までの規定(出願公開後の請求権の行使とその効果)は前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

第194条の11(在外者の特許管理人の特例)

1. 在外者である国際特許出願人は国際処理基準時(第184条の4第4項参照)までは、第8条第1項の規定(在外者は特許管理人による)にかかわらず特許管理人によらないで手続することができる。
2. 前項に規定する者(在外国際特許出願人)は国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期限内に、特許管理人を選定して特許庁長官に届け出なければならない。
3. 前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がないときは、その国際出願は取り下げたものとみなす。

第184条の12(補正の特例)

1. 日本語特許出願については第184条の5第2項の規定(特許庁長官の補正命令)により手続をし、かつ第195条第2項の手数料を納付した後、外国語特許出願については第184条の4第1項(外国語特許出願の翻訳文)及び第184条の5第2項の規定(特許庁長官の補正命令)による手続をし、かつ第195条第2項の手数料を納付した後であって国内処理基準時を経過した後でなければ、第17条第1項本文の規定(事件が特許庁に継続中は補正可能)にかかわらず、手続に補正(184条の7第2項(日本語特許出願で国内処理基準時までには補正しその写しを特許庁長官に提出)及び第184条の8第2項(条約第34条に基づく補正)に規定する補正を除く)をすることができない。
2. 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正のできる範囲については、第17条の2第2項中「第36条の2第2項(誤訳訂正)の外国語書面出願」とあるのは「第184条の4第1項の外国語特許出願」と、同条第3項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(第36条の2第2項の外国語書面出願)にあっては、同条第4項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第2項に規定する外国語書面の翻訳文(誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正した場合にあっては、翻訳文又は当該補正後の明細書又は図面)」とあるのは「第184条の4第1項の国際特許出願日(以下この項で「国際出願日」という)の明細書若しくは図面(図中の説明に限る)の第184条の4第1項の翻

訳文、国際特許出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文(同条第 2 項又は特許協力条約第 19 条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文)又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く)(以下この項では「翻訳文等」と云う)(誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面)」とする。

3. 国際特許出願人は、第 17 条の 3 の規定(要約書の補正)にかかわらず、優先日から 1 年 3 月以内(第 184 条の 4 第 1 項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて国際公開されているものについては、出願審査の請求があつた後を除く)に限り、願書に添付した要約書について補正することができる。

第 184 条の 13(特許要件の特例)

1. 第 29 条の 2 に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第 48 条の 3 第 2 項の国際実用新案出願である場合における第 29 条の 2 の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案出願(第 184 条の 4 第 3 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた第 184 条の 4 第 1 項の外国語特許出願又は同法 48 条の 4 第 1 項の外国語実用新案登録出願を除く)であつて」と、「出願公開又は」とあるは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は特許協力条約第 21 条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第 184 条の 4 第 1 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第 184 条の 14(発明の新規制の喪失の例外)

1. 第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定(新規喪失の例外)の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第 29 条第 1 項各号の一に該当するに至った発明が第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第 4 項の規定(出願と同時に提出)にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令定める期限内に特許庁長官に提出することができる。

第 184 条の 15(特許出願に基づく優先権主張の特例)

1. 国際特許出願については、第 41 条第 4 項(出願と同時に優先権の書面提出)及び第 42 条第 2 項の規定(優先権主張の取下げの制限)は適用しない。
2. 日本語特許出願についての第 41 条第 3 項の規定の適用(優先権主張)については、同項中「又は出願公開」とあるは、「又は特許協力条約第 21 条に規定するの国際公開」とする。「1970 年 6 月 19 日ワシントンで作成された・・・」を省略
3. 外国語特許出願についての第 41 条第 3 項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第 184 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「又は出願公開」とあるのは「又は特許協力条約第 21 条に規定する国際公開」とする。
4. 第 41 条第 1 項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第 48 条の 3 第 2 項の国際実用新案登録出願である場合における第 41 条第 1 項から第 3 項まで(優先権主張)及び第 42 条第 1 項(先の出願の取下げ)の規定の適用については、第 41 条第 1 項及び第 2 項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのを「第 148 条の 4 第 1 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 1 項の国際出願

日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第3項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのを「国際出願日における第148条の4第1項又は実用新案法第48条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「についての特許協力条約第21条に規定する国際公開」とし、「その出願から1年3月を経過したとき」とあるのは「第148条の4第1項又は実用新案法第48条の4第1項の国内処理基準時又は第148条の4第1項若しくは同法第48条の4第1項」の国際出願日から1年3月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

第184条の16(出願変更の特例)

1. 実用新案法第48条の3第1項又は第48条の16第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第48条の5第4項の日本語実用新案登録出願にあっては同条第1項、同法第48条の4第1項の外国語実用新案登録出願にあっては同項及び同法第48条の5第1項の規定による手続(出願に関する書面提出)をし、かつ同法第54条第2項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第48条の16第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定後)でなければすることができない。

第184条の17(出願審査の請求の制限)

1. 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあっては第184条の5第1項、外国語特許出願にあっては第184条の4第1項及び第184条の5第1項の規定による手続をし、かつ第195条第2項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期限後でなければ、国際特許出願について出願審査の請求することができない。

第184条の18(拒絶理由等の特例)

1. 外国語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、第49条第6号、第123条第1項第1号及び5号中「外国語書面出願」とあるのは「第184条の4第1項の外国語特許出願」と、第49条第6号及び第123条第1項第5号中「外国語書面」とあるのは「第184条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第184条の19(訂正の特例)

1. 外国語特許出願に係る第134条の2第1項の規定(特許無効審判における訂正の請求)による訂正及び訂正審判の請求については、第126条第3項中「外国語書面出願」あるのは「第184条の4第1項の外国語特許出願」とし、「外国語書面」とあるのは、「第184条の4第1項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第184条の20(決定により特許出願とみなされる国際出願)

1. 条約第2条(vii)の国際出願人は、条約第4条(1)(ii)の指定国に日本国を含む国際出願(特許出願に係るものに限る)につき条約第2条(xv)の受理官庁により条約第25条(1)(a)に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第2条(xix)の国際事務局より条約第25条(1)(a)に規定する認定がされたときは、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めによりとことにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。
2. 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、明細書、請求の範囲、図面(図中の説明に限る)、要約その他経済産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。

3. 特許庁長官は第 1 項の申出があったときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。
4. 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定したときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかったものとしたものと認められる日にされた特許出願とみなす。
5. 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第 64 条第 1 項中「特許出願の日」とあるは「第 184 条の 4 第 1 項の優先日」と、同条第 2 項第 6 号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書」とあるのは「第 184 条の 20 第 4 項に規定する国際出願日となったものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする。
6. 第 184 条の 3 第 2 項、第 184 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 184 条の 9 第 6 項、第 184 条の 12 から第 184 条の 14 まで、第 184 条の 15 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 184 条の 17 から前条までの規定は、第 4 項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関する必要な技術的読替えは政令で定める。

第 10 章 雑則

第 185 条(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

1. 2 以上の請求項に係る特許又は特許権についての第 27 条第 1 項第 1 号(特許原簿への登録)、第 65 条第 4 項(出願公開の効果) (第 184 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む)、第 80 条第 1 項(無効審判請求登録前の法定実施権)、第 97 条第 1 項(特許権の放棄)、第 98 条第 1 項第 1 号(登録の効果)、第 111 条第 1 項第 2 号(既納の特許料の返還)、第 123 条第 3 項(法的関係者に通知)、第 125 条(特許無効審判の確定)、第 126 条第 6 項(訂正審判の請求時期) (第 134 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む)、第 132 条第 1 項(共同審判) (第 174 条第 2 項において準用する場合を含む)、第 175 条(再審回復特許権の効力の制限)、第 176 条(同前)若しくは第 193 条第 2 項第 4 号(特許権の消滅公報)又は実用新案法第 20 条第 1 項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

第 186 条(証明等の請求)

1. 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次の掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 一. 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書若しくは特許出願の審査にかかる書類(特許権の設定の登録又は出願公開されたものを除く)又は第 67 条の 2 第 2 項の資料(存続期間の延長登録)
 - 二. 拒絶査定不服審判に係る書類(当該事件に係る特許出願について特許権の設定登録又は出願公開されたものを除く)
 - 三. 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類で遭って、当業者又は参加人から当該当事者又は参加人が保有する営業秘密(不正競争防止法第 2 条第 4 項に規定する営業秘密をいう)が記載された旨の申出があったもの

四.個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの

五.公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの

2. 特許庁長官は、前項第1号から第4号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及び理由を通知しなければならない。

3. 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもって調整した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

第187条(特許表示)

1. 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、物の特許発明におけるその物若しくは物を生産する方法の特許発明におけるその方法により生産した物(以下「特許に係る物」という)又はその物の包装にその物又は方法の発明が特許に係る旨の表示(以下「特許表示」という)附すように努めなければならない。

第188条(虚偽表示の禁止)

1. 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一.特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二.特許に係る物以外の物であって、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し若しくは貸渡のために展示する行為

三.特許に係る物以外の物を生産させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すために、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四.方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第189条(送達)

1. 送達する書類は、この法律の規定するものの他、経済産業省令で定める。

第190条(同前)

1. 民事訴訟法第98条第2項、第99条から第103条、第105条、第106条、第107条第1項(第2号及び第3号を除く)及び第3項並びに第109条(送達)の規定は、この法律又は前条の経済産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第98条第2項及び第100条中「裁判所書記」とあるは「特許庁長官が指定する職員又は審判書記官」と、同法第99条第1項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第107条第1項中「場合には、裁判官書記」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官が指定する職員又は審判官書記官」と、「**最高裁判所規則**」とあるのは「**経済産業省令**」と読み替えるものとする。

第191条(同前)

1. 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れないときは、又は前条において準用する民事訴訟法第107条第1項(第2号及び第3号を除く)の規定により送達することができないときは、公示送達をすることができる。

2. 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。

3. 公示送達は、官報に掲載した日から20日を経過することにより効力を生ずる。

第192条(同前)

1. 在外者に特許管理人があるときは、**その特許管理人に送達しなければならない。**

2. 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等(書留郵便又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定まるものをいう。次項において同じ。)に付して発送することができる。
3. 前項の規定により書類を書留郵送等に付して発送したときは、発送の時に送達があったとみなす。

第 193 条(特許公報)

1. 特許庁は、特許公報を発行する。
2. 特許公報にはこの法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 - 一. 出願公開における拒絶すべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは却下又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ
 - 二. 出願公開後における特許を受ける権利の継承
 - 三. 出願公開後における第 17 条の 2 第 1 項の規定による願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正(同項ただし書{拒絶理由通知}各号に規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る)
 - 四. 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第 112 条第 4 項又は第 5 項の規定{特許料の追納期間経過後の消滅}によるものを除く)又は回復(第 112 条の 2 第 2 項の規定{割増追納により回復した特許権}によるものに限る)
 - 五. 審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
 - 六. 審決又は再審の確定審決(特許権の設定登録又は出願公開されたものに限る)
 - 七. 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面に内容(訂正すべき旨の確定した決定又は確定審決のあったものに限る)
 - 八. 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
 - 九. 第 178 条第 1 項の訴えについての確定判決(特許権の設定の登録又は出願公開されたものに限る)

第 194 条(書類の提出)

1. 特許庁長官又は審判官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するために必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。
2. 特許庁長官又は審査官は、関係行政機関又は学校その他の団体に対して審査に必要な調査を依頼することができる。

第 195 条(手数料)

1. 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。
 - 一. 第 4 条(遠隔地等)、第 5 条第 1 項(同前)若しくは第 108 条第 3 項(特許料納付期限)の規定による期間の延長又は第 5 条第 2 項の規定による期日の変更を請求する者
 - 二. 特許証の再交付を請求する者
 - 三. 第 34 条第 5 項の規定(特許を受ける権利の相続等)により承継の届出をする者
 - 四. 第 186 条第 1 項の規定により(証明等の請求)証明を請求する者
 - 五. 第 186 条第 1 項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
 - 六. 第 186 条第 1 項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
 - 七. 第 186 条第 1 項の規定により特許原簿の内、磁気テープ記録事項を記載した書類の交付を請求する者

2. 別紙の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
3. 特許出願人でない者が出願審査請求した後において、当該特許出願の願書に添付した明細書の補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項についての前項の規定により納付すべき出願審査の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。
4. 前3項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
5. 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めのあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第1項又は第2項の規定により納付すべき手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
6. 特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下の項で「減免」という)を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額(減免を受ける者にとっては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額の合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
7. 前項の規定により算定した手数料の金額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
8. 第1項から第3項までの手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納めることができる。
9. 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第2項に規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。
 - 一. 第39条第7項の規定(重複出願の協議命令)による命令
 - 二. 第48条の7の規定による命令?
 - 三. 第50条の規定による通知(拒絶理由通知)
 - 四. 第52条第2項の規定による査定の謄本(審査結果の査定)
10. 前項による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から6月を経過した後は、請求することができない。
11. 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
12. 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は、請求することができない。

第195条の2(出願審査の請求の手数料の減免)

1. 特許庁長官は、次に掲げる者であって資力の乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令の定めるところにより、自己の特許出願について前条第2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。
 - 一. その発明の発明者又はその相続人

ニ.その発明が第 35 条第 1 項の従業者等がした職務発明であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を継承させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を継承した使用者等

第 195 条の 3(行政手続法の適用除外)

1. この法律又はこの法律に基づく命令に規定による処分については、行政手続法第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

第 195 条の 4(行政不服審査法による不服申立ての制限)

1. 査定又は審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申立てることができないとされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第 11 章 罰則

第 196 条(侵害の罪)

1. 特許権又は専用実施権を侵害した者(第 101 条の規定<侵害とみなす行為>により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、10 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 196 条(侵害の罪)

1. 第 101 条の規定<侵害とみなす行為>により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 197 条(詐欺の行為の罪)

1. 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、又は審決を受けて者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処す。

第 198 条(虚偽表示の罪)

1. 第 188 条の規定(虚偽表示の禁止)に違反した者は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処す。

第 199 条(偽証の罪)

1. この法律により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託をうけた裁判所に対し、虚偽の陳述又は通訳をしたときは、3 月以上 10 年以下の懲役に処する。
2. 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することばできる。

第 200 条(秘密を漏らした罪)

1. 特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 201 条(両罰規定)

1. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号で定める罰金刑を科する。

一. 第 196 条(侵害の罪)、第 196 条の 2 (同) 3 億円以下の罰金刑

二. 第 197 条(詐欺の行為の罪)又は第 198 条(虚偽表示の罪) 1 億円以下の罰金刑

2. 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第 2 項の告訴は、その法人又は人に対して

も効力を生じ、その法人又は人に対する告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3. 第1項の規定による第196条(侵害の罪)、第196条の2(同)又は前条第1項の行為につき法人又は人の罰金刑を科す場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間とする。

第202条(過料)

1. 第151条(第71条第3項及び第174条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む)及び第174条第2項から第4項までで準用する場合を含む)において準用する民事訴訟法第207条第1項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第203条(同前)

1. この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、10万円以下の過料に処する。

第204条

1. 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、10万円以下の過料に処する。

別表、平成16年1月1日より施行のもの

	納付しなければならない者	金額		納付しなければならない者	金額
1	特許出願(次号に掲げるものを除く)する者	1件につき 16,000円	9	裁定を請求する者	1件につき 55,000円
2	外国語書面出願する者	1件につき 26,000円	10	裁定の取消を請求する者	1件につき 27,500円
3	第184条の5第1項の規定により手続きすべき者	1件につき 16,000円	11	審判又は再審(次号に掲げるものを除く)を請求する者	1件につき 49,500円に1請求項につき 5,500円を加えた額
4	第184条の20第1項の規定により申出をする者	1件につき 16,000円	12	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	1件につき 55,000円
5	特許権の存続期間の延長登録を出願する者	1件につき 74,000円	13	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求する者(その訂正の請求をすることにより、第134条の3第4項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く)	1件につき 49,500円に1請求項につき 5,500円を加えた額
6	出願審査の請求をする者	1件につき 168,600円に1請求項につき 4,000円を加えた額			
7	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面を補正する者	1件につき 19,000円	14	審判又は再審への参加を申請する者	1件につき 55,000円
8	第71条第1項の規定により判定を求める者	1件につき 40,000円			